

鳥取市からの令和7年度国・県政に対する要望への回答

番号	項目	要望内容	区分	回答	担当部局
1	マイナンバー制度に係る財政支援について	<p>マイナンバー制度は、国のデジタル社会の基盤と位置づけられていることから、国と地方が連携し、マイナンバーカードの普及や利活用等に係る更なる取組を円滑に推進するため、地方が行う取組に対し確実な財政支援をお願いしたい。</p> <p>また、マイナンバーカードの健康保険証としての利用やマイナンバーカードの利活用を進めるにあたり、国民が持つマイナンバー制度に対する不安を解消するための取組やマイナンバーカード利用を広げる取組を継続して実施していただきたい。</p>	継続	<p>マイナンバーカードの普及や利活用等に係る更なる取組を円滑に推進するため、地方自治体が行う取組に対し、引き続き確実な財政支援を講じるよう令和6年7月11日に国へ要望を行いました。</p> <p>また、マイナンバーカードの推進にあたっては国が責任を持って対応するよう市町村の声を国へ伝えるとともに、マイナンバー制度の信頼確保に向けた方策を検討するよう令和6年7月11日に国へ要望を行いました。</p> <p>今後も引き続き、マイナンバー制度に係る自治体への財政支援の充実や信頼確保に取り組むよう、国に対して働きかけてまいります。</p>	政策戦略本部 (デジタル基盤整備課)
2	物価高騰対策、地域経済の再生など喫緊の課題への対応、災害からの迅速な復旧・復興に取り組むための財政需要に対する措置について 《重点要望項目》	<p>物価高騰が長期化しており、市民生活に大きな影響を及ぼしている。地方自治体が、引き続き切れ目のない物価高騰対策を進めつつ、喫緊の課題である、こども・子育て施策の総合的強化やデジタル化の推進、疲弊した地域経済の再生などに取り組むためには、財源が大幅に不足することが見込まれる。</p> <p>また、昨年8月の台風第7号等により甚大な被害を受けた、道路、河川、上下水道施設、農地、農業用施設などについては、復旧・復興の途上にあり、地域防災力の更なる強化が不可欠である。</p> <p>については、①物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の追加配分、②こども・子育て政策や地域経済対策経費の基準財政需要額算入などによる地方交付税配分額の増額、③被災団体へ配慮した特別交付税の配分など特段の財政措置を講じていただくようお願いしたい。</p>	継続	<p>物価高騰対策について、物価高の長期化により、商工業や農林水産業などの幅広い事業者や生活困窮者等が引き続き厳しい状況に立たされていることを踏まえ、重点支援地方交付金の拡充など国として所要の措置を確実に講じるよう令和6年7月に内閣府へ要望を行いました。</p> <p>今後も地方では、資材高騰、人口減少対策、自然災害への対応などに必要な財政需要が見込まれることから、安定的な財政運営に必要な一般財源総額及び地方交付税総額を確保するよう令和6年7月に総務省へ要望を行いました。</p> <p>特別交付税は、災害対応など基準財政需要額に捕捉されない特別の財政需要を考慮して交付されるものであり、鳥取市における復旧・復興に係る財政需要等を踏まえて配分するよう総務省へ働きかけていきます。</p>	地域社会振興部 (市町村課)
3	インターネット上の人権侵害の救済について	<p>現在、インターネット上には、個人に対する誹謗中傷やプライバシー侵害、ヘイトスピーチ、同和地区の所在を示す情報など人権侵害となる情報が多数存在している。これら情報の削除はプロバイダの判断に委ねられており削除が進んでいない状況である。</p> <p>被害者の迅速な救済のため、プロバイダが削除を行うにあたっての負担の軽減（賠償責任の免責）等も含めた実効性のある法制度の整備を早急に行っていただきたい。</p> <p>その他の様々な人権侵害に対しても、迅速に人権救済を図ることができるよう、実効性のある総合的な人権救済制度の確立をお願いする。</p>	継続	<p>プロバイダ責任制限法は、令和6年5月に「情報流通プラットフォーム対処法」に改称され、大規模プラットフォーム事業者に対して、対応の迅速化、運用の透明化を義務づけることとされました。</p> <p>しかし、侵害情報の送信防止措置（削除等）を講じるか否かについては、依然としてプロバイダ等に任されていることから、法整備も含めた実効性のある救済制度を早急に講じるよう従前より毎年度要望を行っており、今年度も4月に総務省及び法務省に対して要望を行いました。</p> <p>また、様々な人権侵害による被害者を救済するため、実効性のある人権救済制度の確立についても全国知事会を通じて同様の要望を行っており、引き続き国に要望してまいります。</p>	地域社会振興部 (人権・同和対策課)

番号	項目	要望内容	区分	回答	担当部局
4	部落差別解消推進法の取組について	<p>部落差別の解消に向けて様々な市民啓発を行っているが、差別事象は後を絶たない。新型コロナウイルス感染症発生以降、生活様式の変化や社会的なつながりの希薄化など、人権課題は複合化、多様化している。社会情勢は大きく変化しており、これに対応した部落差別を解消するための教育や啓発をあらためて講じられたい。</p> <p>部落差別等の不適切な書き込みに対しネットモニタリングを実施しているが書込の数は膨大であり、より効果的・効率的な取組となるよう、例えばネット上の差別的書き込みを検索・発見する監視ツールの活用などに必要な財政措置を国にお願いしたい。</p>	継続	<p>デジタル社会の進展に伴い、インターネット上での誹謗中傷や差別表現の流布などの人権侵害、部落差別が生じています。この様な部落差別を解消するため、デジタルメディアリテラシーを高めていくためのweb上の普及啓発サイトに、昨年度新たにインターネット上での部落差別をテーマとした事例を掲載して啓発を行ったところです。</p> <p>また、ネット上の差別書き込みの対応については、悪質な書き込みによる人権侵害が多発していることから、国が人権侵害に係るネットモニタリング体制を構築するよう、全国知事会を通じて要望を行っており、引き続き国の動向を注視しながら要望を行ってまいります。</p>	地域社会振興部 (人権・同和対策課)
5	犯罪被害者等に係る支援について	<p>犯罪被害者等支援については、国、地方自治体、関係機関等の連携協力の強化のほか、犯罪被害からの早期回復を図るための即応的な財政支援が不可欠である。現在、県下では見舞金制度を持たない自治体もあり、県内統一的な運用が望ましい。</p> <p>については、①県等による犯罪被害者等給付金の一括支給、②各市町村が実施する生活支援経費の助成措置、③犯罪被害者等からの相談や心理的ケアなどを行う専門職員やコーディネーターといった専門人材の確保・育成、地方自治体への人材派遣など、財政的・人的支援の充実強化をお願いしたい。</p>	新規	<p>今年4月に犯罪被害者支援の専門組織である「犯罪被害者総合サポートセンター」を県に設置し、市町村や関係機関との連携体制を強化しました。</p> <p>犯罪被害者への支援金等の給付については、国における犯罪被害者等の損害回復・経済的支援等の検討状況を注視しつつ、市町村や関係機関にも意見を伺いながら、検討を進めていきたいと考えています。</p> <p>被害直後から必要となる配食、介護、保育等に係る当面の生活支援については、県において直接支援制度を創設しました。今後さらなる支援制度の充実を検討していくなかで、市町村の意見も伺いながら、県と市町村による支援について整理していきたいと考えています。</p> <p>また、サポートセンターには、社会福祉士等の専門人材を配置しており、市町村が行う相談対応等のサポートや研修会を開催する等、市町村とともに支援体制の強化を図ってまいります。</p>	生活環境部 (くらしの安心推進課)
6	性的マイノリティの方への支援体制について	<p>同性カップルの婚姻は、法令(民法、戸籍法)上認められておらず、婚姻による各種サービスや社会保障が享受できない不利益が生じており、性的マイノリティの生きづらさの一因となっている。性のあり様に関わらず、個人の尊厳に基づき等しく権利擁護が図られるよう、婚姻制度の見直しや税法上の扶養控除などに関する法整備や社会保障制度の見直しを図られたい。また、県内自治体で事務取扱いに違いがあるため、県内統一的な運用が望ましい。地域社会において性の多様性への理解が進み、同性カップルやその家族に対しても、行政サービスや民間サービスの提供が適切に行われるよう啓発や取組の促進を図られたい。</p>	新規	<p>性的マイノリティに係る法制度については、国において検討されるべきものであると考えていますが、全国知事会として多様性への配慮に係る全国統一の方針や取組を提示するよう要望するなど国へ働きかけているところです。</p> <p>性的マイノリティの人々が自尊感情を持って自己決定、自己選択できる社会を実現するために、県民や企業を対象とした普及啓発に引き続き取り組んでいきます。</p>	地域社会振興部 (人権・同和対策課)
7	隣保事業の相談支援機能の強化について	<p>隣保館は、地域住民の福祉の向上や人権啓発の拠点として高齢者、障がい者、生活困窮者など地域における社会的弱者の生活上の各種相談や人権啓発に係る取組などを総合的に行うものとされており、地域共生社会の実現に向けた重要な支援機関である。</p> <p>隣保館が、地域共生社会実現に向けた包括的支援体制づくりを進めるために、例えば相談支援体制の構築具合や相談件数の実績などに応じた補助制度の創設など、インセンティブ効果のある財政的支援をお願いしたい。</p>	継続	<p>隣保館が地域住民の福祉の向上や人権啓発の拠点として重要な役割を担っていることは十分認識しており、これまでも、隣保館が地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制づくりを推進するために、鳥取県隣保館相談支援機能強化事業による必要な助言等を行うアドバイザーの派遣や、地域の隣保事業を牽引するリーダー的な職員を養成する研修を行うなどの支援を行っています。</p> <p>今後も、隣保館相談支援機能強化事業がより効果的なものとなるよう検討していきたいと考えています。</p>	地域社会振興部 (人権・同和対策課)

番号	項目	要望内容	区分	回答	担当部局
8	孤独・孤立支援事業における財政支援について	令和6年4月に孤独・孤立対策推進法が施行され、市においても孤独・孤立対策の推進を鳥取県鳥取市、岩美町、八頭町、若桜町、智頭町、兵庫県香美町、新温泉町の1市6町の連携中枢都市圏で図っている。「地域食堂」事業を基盤に、孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの構成団体の拡充や「つながりサポーター」養成研修の共同実施、物流業界との包括連携によるフードサポート事業などを展開している。全国に先駆けた事例でもある取組に対し、市町村にも交付金等の財政的な支援をお願いしたい。	新規	令和6年度国予算において、「孤独・孤立対策推進交付金（地方における孤独・孤立対策推進事業）」が財政措置されたところですが、当該交付金の対象が都道府県のみとなっており、市町村においては未だモデル事業のみによる支援となっています。県では「孤独・孤立対策推進法」により地方公共団体の努力義務となった孤独・孤立対策に市町村も積極的に取り組めるよう、必要な財源措置を講ずることについて、国に対して令和6年7月23日に要望を行いました。今後も引き続き、国に対して働きかけていきます。	福祉保健部 （孤独・孤立対策課）
9	気象警報・注意報の発表区域のさらなる細分化について	現在、警報や注意報の発表は、市町村を単位とする二次細分区域ごとに行われている。本市の場合は、平成の大合併時に当時の二次細分区域をまたがる市町村で合併し、その境界を変えない形で市域を分割されたため、鳥取市北部と鳥取市南部の区域が設定されているところであるが、現在の発表区域では市域の大きさや地形による気象特性の違いや、災害特性などが十分に反映されているとは言い難く、広大な面積を有している本市における発表区域内でも、雨の降り方など気象特性に差があるため、市の体制や市民の避難行動に必要な以上の負担がかかっている状況にある。 特に、普段から住民に馴染みのある大雨や洪水警報等を危険度の高まった地域に絞って発表することが肝要であると考えため、現行の二次細分区域を更に細分化した範囲で気象警報、注意報を発表されるよう検討いただきたい。	新規	「気象警報・注意報の発表区域」（二次細分区域）は、鳥取地方気象台が決定しており、市町村長が行う避難指示等の防災対応の的確な判断や住民の自主的な避難行動を支援するため、原則、市町村単位に設定されています。なお、鳥取市北部と南部は気象（災害・地理）特性が異なると考えられることから、分割されているところです。 発表対象区域の細分化は、気象庁が県、市町村と協議した上で定めることになるため、鳥取市・気象台・県の三者の検討の場を設けることを気象台に働きかけます。	危機管理部 （危機対策・情報課）

番号	項目	要望内容	区分	回答	担当部局
10	避難先の確保と避難所開設時の負担軽減について	<p>現在も県有施設を避難場所等に指定しているが、感染症への対応や激甚化する自然災害に備え、多くの避難場所の確保が必要である。避難先として利用可能な県有施設について情報の提供をお願いしたい。</p> <p>また、避難場所としての指定の協力及び利用時の人的、物的、金銭面での負担軽減にご協力いただきたい。特に、指定管理者制度が導入された施設の利用料については、台風第7号災害のように災害救助法が適用された場合の救助の実施主体が都道府県とされていることを念頭に、避難所利用時は減免又は県において負担していただく等の協定の規定の修正をご検討いただきたい。</p>	新規	<p>県立学校や県立体育施設など多くの県有施設が避難所に指定されており、新たに提供可能な施設が設置されたとき等は、引き続き情報を提供します。</p> <p>また、避難所運営に係る人的資源・物的資源が不足する場合には、県や他市町村で必要な協力を行うこととしています。</p> <p>県の施設を避難所として利用する際の費用負担について、有料での貸し出しを前提としていない施設においては、避難場所として利用する場合、規定に基づいて減免することができます。</p> <p>一方、県の施設のうち指定管理施設については、指定管理者の届け出により利用料減免を制度化できますが、有料利用を前提とする施設であらかじめ想定していない減免については、当該利用料相当の減収につながるため、施設設置者である県が要望して減免を行う場合は、原則として当該減収分を県で負担する必要があります。</p> <p>また、利用料減免の制度化については、避難所としての利用期間や利用範囲等が災害状況により左右され、利用料の減収分を事前に見込むことが難しく、指定管理料の算定等に影響が出るなど、整理が必要な課題がありますが、災害時の公的施設の避難所利用が現行では災害救助法の対象経費とされていないことを踏まえ、広域自治体として市町村の災害対応を支援する観点から、負担軽減策について検討していきたいと考えています。</p>	危機管理部 (危機管理政策課)
11	広域避難に係る避難所運営について	<p>令和6年能登半島地震での石川県の事例を見ても、単独市町村内での避難を超えて、域外への1.5次避難や2次避難が行われている状況を踏まえ、本県においても広域避難の考え方について市町村の意向も踏まえつつ、県主導で検討し、具体的な手順や役割分担を整理していただきたい。また、広域避難により避難所を開設する場合、避難元の市町村と避難先の市町村により広域避難所を運営することとなっているが、本市の避難所運営に加え、広域避難所の開設・運営は箇所数が増加するため、人的不足が想定される。広域避難所開設時において運営について人的・物的支援をお願いしたい。</p>	継続	<p>大規模な災害により被災市町村から圏域外の市町村に広域避難を行う場合の基本的な考え方については、「中小規模の市町村圏域を超えた事前の広域避難に関する取組指針」として県内市町村に示しており、避難先市町村と避難元市町村が、住民の協力のもと避難所を運営するものとしているところです。</p> <p>また、広域避難に限りませんが、今年度、市町村の避難所の補完施設として、県営避難所の開設に係る検討を行いたいと考えています。併せて、災害の規模によっては人的・物的資源が不足することが想定されますが、県及び県内市町村で締結する「災害時の相互応援に関する協定」等に基づき、災害時には状況に応じて県及び県内市町村による支援を行います。</p>	危機管理部 (危機管理政策課)

番号	項目	要望内容	区分	回答	担当部局
12	防災行政無線整備の負担軽減について	本市の防災行政無線は平成17年より整備を行い令和2年度に完了した。平時には各警察署からの依頼により行方不明者の捜索のために放送し、警察業務の一つの手段としても活用をしている。当初整備した設備が更新時期を迎え、緊急防災・減災事業債（充当率100%交付税措置70%）を活用し、更新を行っているが、事業費が膨大であり、交付税措置されない30%においても多額の費用負担となるため、負担軽減のための県の支援をお願いしたい。	新規	各市町村の防災行政無線は、市町村が定める地域防災計画に基づいて整備され、防犯を含む総務省が認める用途について住民への情報提供に係る有効な手段として運用されており、県として特別に支援することは考えていません。 なお、県では、これまでも緊急防災・減災事業債の恒久化及び対象事業等の拡充について国に要望してきており、引き続き、防災・減災対策を着実に推進するため、緊急防災・減災事業債の恒久化、対象事業の更なる拡大及び要件緩和など起債制度の拡充を含め、確実な財源措置等を行うことについて、全国知事会、中国地方知事会等とも連携して、国へ働きかけていきます。	危機管理部 (危機対策・情報課)
13	防災備蓄品の購入費用への財政支援の強化について	本市の防災備蓄については、県及び県内市町村と連携して行う鳥取県連携備蓄と、近年の県外で発生した災害を参考に本市で必要とする物資の備蓄を行う独自備蓄と2つの考え方のもと行っている。備蓄物資のなかには、食品の賞味期限や乾電池の使用期限等のため、使用の有無に関わらず定期的な更新が必要なものが多く、その更新費用については防災危機管理対策市町村交付金を充当しているものの約1/4に留まっており、残りは一般財源での対応となっている。令和5年台風第7号災害や令和6年能登半島地震等の事象から分散備蓄の推進も求められているところであり、更なる備蓄物資の拡充を行うためには、国・県による負担軽減のための支援の拡充をお願いしたい。	新規	備蓄物資については、県と市町村で「連携備蓄」により整備・更新を行うこととしており、県では市町村に対して、防災危機管理対策市町村交付金により備蓄物資の購入・更新に係る支援を行っているところです。 引き続き、県としても支援に必要な予算確保に努めていきたいと考えていますが、市町村におかれても、なるべく保存期間の長い備蓄品を選定いただいたり、電池等の通常業務で使える物品については、ローリングストックにより備蓄するなどの工夫をいただくようお願いいたします。	危機管理部 (危機管理政策課)
14	将来を見据えた地方創生の推進について 《重点要望項目》	地方創生の実現には、少子化問題の克服が特に重要である。国と地方が一体となって、希望する誰もがこどもを持ち、安心して子育てができる社会を実現するため、全国共通の課題に対し、国において真に実効性のある政策を総合的かつ強力に推進していただきたい。 また、地方創生の取組の深化・推進に向けて、地方が自主性・独自性を最大限発揮できるよう、地方財政措置の充実強化を図っていただきたい。 さらに、デジタル田園都市国家構想交付金事業費の地方負担を交付税で財源措置するのではなく、全額交付金で交付するとともに、同交付金の地方創生推進タイプについて、申請書類の簡素化や自治体の予算編成スケジュール等への配慮など、柔軟な制度設計・運用としていただきたい。	継続	地方創生を実現するため、深刻化する人口減少問題を、国として明確に最優先課題に位置付け、東京一極集中の是正や移住定住等を促進する「社会減対策」や少子化に歯止めをかける「自然減対策」、住み慣れた地域で希望をもって住み続けられる地域づくりについて、真に実効性のある施策を再構築し、国・地方協力の下、幅広い国民と連携して断行するよう令和6年7月11日に国へ要望を行いました。 また、地域の実情に応じた施策を地方が継続的かつ主体的に進めていくことができるよう、一般財源総額及び地方交付税総額の確保や地方交付税の財源保障機能と財源調整機能の維持・充実などについて、令和6年7月11日に国へ要望を行いました。 さらに、「デジタル田園都市国家構想事業費」を拡充・継続し地方財政計画において必要な措置を講じること、「デジタル田園都市国家構想交付金」について令和7年度以降も規模を十分に確保するとともに、地方がその実情に応じた取組ができるように柔軟な制度運用とすることなどについて、令和6年7月11日に国へ要望を行いました。 以上のことについては、いずれも全国知事会等と連携しながら、引き続き国へ要望を行っていきます。	政策戦略本部 (企画課、財政課)

番号	項目	要望内容	区分	回答	担当部局
15	民間企業や政府機関などの地方移転について	<p>地方の人口減少、特に20代の若者の転出超過は、民間企業の本社や政府機関、大学等が東京圏に集中していることが一因であり、近年でも東京圏への転入企業数が転出企業数を上回る状況にある。</p> <p>民間企業の地方移転や地方拠点の強化や魅力ある地方大学の創出等に加え、デジタル活用による地方におけるサテライトオフィスでの勤務など地方創生に資するテレワークの推進、さらには、第2弾の政府関係機関の地方移転の検討を行うなど、地方への新しいひとの流れをつくる取組を積極的かつ継続して進めていただきたい。</p>	継続	<p>東京一極集中の是正や地方分散型の活力ある地域社会を実現するため、地方における法人税率軽減等の税制措置を含め、企業や大学、政府関係機関等の地方移転等を促進する「社会減対策」等について、国の最優先課題に位置付け、真に実効ある施策を再構築し、我が国一丸となって推進することについて、令和6年7月11日に国へ要望を行いました。全国知事会等と連携しながら、引き続き国へ要望を行っていきます。</p> <p>また、民間企業の地方移転等の動きが加速するよう、県と鳥取市がそれぞれ、テレワーク拠点の開設を支援するとともに、本県独自に民間企業の本社機能移転に対する支援の枠組みを設けているところであるが、東京一極集中を是正し、地方への人の流れを生み出すためには、政府としての一層の取組強化が必要であり、引き続き国に働きかけていきます。</p> <p>さらに、大学の都市部偏在は是正のため、地方における充実を図る方策を講ずることについて、令和6年7月11日に国に対して要望を行いました。今後も引き続き、国に対して働きかけていきます。</p> <p>なお、県と県内高等教育機関が同じ方向を向いて地域の若者定着を強力に推進していくため、令和6年5月27日に新たに県内就職率の目標数値を定めた協定を締結したところであり、高等教育機関と連携し、地域を支え、地域で活躍する人材の育成及び定着に向けて、実効性の高い仕組みを実行していきます。</p>	<p>政策戦略本部 (企画課) 輝く鳥取創造本部 (人口減少社会対策課) 子ども家庭部 (総合教育推進課) 商工労働部 (立地戦略課)</p>
16	サテライトキャンパスの誘致について	<p>令和2年度から、内閣府がサテライトキャンパスの設置に向けた地方公共団体と大学等との連携の促進のため、双方が情報を共有できるポータルサイトの運用を行っている。さらに地方自治体がサテライトキャンパスを誘致しやすくなるよう、施設整備に係る交付金や補助金を出すなどの環境整備をお願いしたい。</p>	継続	<p>大学のサテライトキャンパスの設置に係る補助やその後の運営費交付金等の支援について、全国知事会等と連携しながら、国へ要望を行っていきます。</p> <p>また、県では、大学が地域と連携して地域づくりや地域活性化を目指す経費を支援しているほか、大都市の大学の学生が県内大学の学生と関わり、県内の地域において行う調査研究などに対して支援を行っており、こうした取組を通じて都市部の大学との交流を深め、サテライトキャンパス設置につながるよう、今後も支援の継続を検討していきます。</p>	<p>子ども家庭部 (総合教育推進課)</p>

番号	項目	要望内容	区分	回答	担当部局
17	連携中枢都市圏構想の推進について	<p>持続可能で個性豊かな圏域を形成するためには、急速な人口減少や変化する社会情勢に対応した連携の取組が重要であり、本市は、連携中枢都市圏の中心市として、圏域全体の発展につながるよう取組を進めているところである。</p> <p>令和3年4月に、連携中枢都市圏構想推進のための地方財政措置が一部改正され、連携市町村に対して講じる特別交付税措置の上限額が引き上げられた一方、措置率が1.0から0.8に引き下げられたほか、単独の連携市町村が全ての費用を負担している事業に係る対象経費に関する措置の除外が行われた。</p> <p>連携による地方創生の推進にさらに積極的に取り組むことが可能となるよう、連携市町村に対する財政支援の拡充をお願いしたい。</p>	継続	<p>連携中枢都市圏に係る国の財政措置は、取組の効果が圏域全体に還元されることを前提に、連携中枢都市に対して定住自立圏には措置されていない普通交付税が措置されているとともに、連携町に係る特別交付税が拡充されるなど、手厚い財政措置がなされているところで、</p> <p>圏域全体の具体的な取組を進める中で支障が生じる際には、必要に応じ国への働きかけを検討しますので、御相談ください。</p>	地域社会振興部 (市町村課)
18	県立博物館の改修について	<p>国史跡鳥取城跡附太閤ヶ平の史跡地内に所在する鳥取県立博物館の改修にあたっては、本市が取り組む鳥取城跡周辺の歴史文化をいかしたまちづくりをはじめ、鳥取城・重要文化財仁風閣・久松公園の整備活用や管理運営に充分配慮し、一体感のある整備を行っていただきたい。</p> <p>また、県東部地域で美術作品を鑑賞したり発表する機会が減少することが懸念されるため、博物館での美術分野の事業を維持していただきたい。</p> <p>併せて、鳥取県議会平成29年2月定例会議案第1号「平成29年度鳥取県一般会計予算」の議決に当たり付された鳥取県立美術館整備推進事業に係る附帯意見3について、これを尊重するよう要望する。</p>	新規	<p>鳥取県立博物館の改修については、鳥取市が策定されている史跡鳥取城跡附太閤ヶ平保存整備基本計画や鳥取城跡周辺にぎわい交流ビジョン等と整合を図るとともに、鳥取城跡周辺の施設と連携しながら、検討していきたいと考えています。</p> <p>また、県東部の美術振興については、美術作品を鑑賞する機会や県民活動等、県東部から美術機能が失われることがないよう、博物館と美術館が一体となって美術振興に取り組みます。</p> <p>なお、鳥取県美術館整備推進事業に係る附帯意見について忠実に対応していくことは、これまでも鳥取市自治連合会や文化団体等市民の皆様にも御説明するとともに、令和5年2月に鳥取市長と知事との間で締結された「県立鳥取少年自然の家跡地整備及び市道美術館通りの取扱いに関する覚書」にも盛り込んだところですが、今後も真摯に検討し、誠実に対応していきます。</p>	教育委員会 (博物館)
19	デジタルデバイドへの対応について	<p>全国の多くの自治体では、国のIT戦略に基づき地域のデジタルデバイドやブロードバンドゼロの解消等を目的に情報通信インフラを整備しており、本市では、これらの他、地上デジタル放送の難視対策も合わせ、全市域に「ケーブルテレビ網」を整備してきたところである。</p> <p>ケーブルテレビ網のインフラの維持にあたっては、老朽化に伴う設備更新や時代に合わせたFTTH化による通信事業の超高速インターネットのみならず、放送事業について、4K8K（次世代放送サービス）や、高齢者が普段使い慣れたテレビと高速・大容量通信を融合させた新たな自治体サービスを展開していくための重要なインフラであり、放送と通信の同時整備は必要不可欠である。</p> <p>設備の整備だけでなく、FTTH化整備後に、既存HFC設備の撤去、後年には設備の民間譲渡や更なる設備更新など問題が山積しており、引き続き財政支援、指導をお願いしたい。</p>	継続	<p>公設の光ファイバ網設備の更新・維持管理費について、必要な財政的支援を恒久的に行うよう令和6年7月11日に国へ要望を行いました。</p> <p>また、光ファイバ網の民間移行にあたり、民間企業から移行受け入れの条件とされる設備等の高度化に係る経費についても、国支援制度を創設するよう令和6年7月11日に国へ要望を行いました。</p> <p>今後も引き続き、情報通信インフラに係る自治体への支援を充実するよう、国に対して働きかけていきます。</p>	政策戦略本部 (デジタル基盤整備課)

番号	項目	要望内容	区分	回答	担当部局
20	自治体基幹システム標準化に係る支援について 《重点要望項目》	現在、ガバメントクラウドを利用した自治体基幹システムの標準化に向けて構築作業を進めており、令和7年度末までの稼働を目指しているところである。標準システムへの移行にあたっては、構築作業時（令和6年夏秋）からガバメントクラウド利用料や接続回線料などの経費が必要となり、また、移行対象となっていないシステムについては、データセンター等での継続利用を想定していることなど、移行前から多くの経費が生じるため、市の負担増とならないよう財政支援をお願いしたい。また、障がい者福祉関連の業務のほか、令和7年度末までの移行が困難となる業務が今後判明することも考えられるところであるが、自治体基幹システム標準化の目的の一つである、20業務全体で確実かつ安定的なシステムの稼働を担保するため、令和7年度末までとなっている移行期限の延長など、移行期間について柔軟な対応をお願いしたい。	新規	システムやネットワーク回線の移行・構築に係る経費に限らず、ガバメントクラウド利用料など、標準化により新たに継続的に発生する運用費用について、確実な財政措置を講じるよう令和6年7月11日及び22日に国へ要望を行いました。 また、標準化の移行期限についても、複数の団体で期限までの移行が困難なシステムが確認されている現状を踏まえ、期限の見直し等を含めた検討を行うよう、令和6年7月11日及び22日に国へ要望を行いました。 今後も引き続き、地方自治体が自己負担の増加を余儀なくされることのないよう、国に対して働きかけていきます。	政策戦略本部 (デジタル基盤整備課)
21	消費者行政における市町村の相談業務等に対する支援について	消費者被害が複雑化・多様化する中で、高齢消費者等の見守り強化や啓発活動、相談体制の充実に加え、成年年齢の引き下げに伴う若年者への実践的な消費者教育の推進など、消費者を取り巻く状況の変化とともに発生している新たな事象や課題への対応が消費者行政に求められている。しかし、消費者行政の推進にかかる事業への交付金の活用期間には年限があり、事業継続のためには自治体の自主財源による負担が年々増加することになる。国においては地方消費者行政強化交付金の活用期間の延長や新たな制度の創設等、地方自治体の消費者行政の充実のために継続的かつ実効的な財政支援をお願いしたい。 また、県においては、国に対する財政支援の働きかけをお願いするとともに、消費者教育・啓発活動に活用可能な資料・教材等、引き続きの情報提供をお願いしたい。	継続	消費者行政の体制の維持・充実に図ることを目的として創設された地方消費者行政強化交付金の推進事業については、消費者行政経費の一般財源化を図る制度主旨に照らして、活用期限が設けられています。一方で、社会のデジタル化、高齢化の進展等の消費者を取り巻く状況の変化にともない発生している新たな課題に対応するため、令和4年度に強化事業が創設されたところです。これらの交付金の趣旨と御要望を踏まえ、7月に国に対して次のとおり要望を行いました。 ・地方消費者行政強化交付金（推進事業）について、地方における消費者行政の推進が着実に図られるよう、一般準則で認められている活用期間中は必要な財源を確保すること。また、交付金の算定に新たな条件を付すなど自治体が活用しづらくなるような交付要件の変更を行わないこと。 ・地方消費者行政強化交付金（強化事業）について、地方における消費生活相談体制が維持されるよう、消費生活相談員の確保、養成に資する事業を追加するなど制度の改善を図ること。 消費者庁では、消費者教育・啓発活動に活用可能な各種啓発チラシ、パンフレットのほか、最新の消費者トラブルに基づいたVR動画やマンガなどの教材を用意されています。県は、引き続き活用可能な資料・教材等の情報提供を市町村へ行うとともに、市町村の相談員・職員に対し、これらの資料等の利活用についての研修会を開催します。	生活環境部 (消費生活センター)

番号	項目	要望内容	区分	回答	担当部局
22	放射性投棄物に関する法整備と、処理方法及び処理先の確立について	<p>当該事案は、平成25年1月、本市において放射性投棄物が発見され、処分方法・処分先等について県を通じ国へ照会したところ、放射性同位元素等規制法では投棄物が自然由来の物であり法の対象外、また、原子炉等規制法では放射線量が低く法規制の対象外との見解であったもの。</p> <p>令和元年に国から「一定の要件」を満たせば、廃棄物処理法の対象とはならないものの、当面の間、通常の廃棄物に準じた取扱いをしても差支えないとされ、投棄場所の地権者から早期撤去を求められるなか、市有地等への移転を複数箇所検討したが、周辺住民等の理解が得られず、投棄場所に仮保管している状況に変わりなく、処分先の確保も困難な状況である。</p> <p>地域住民の理解が得られ、安全・安心な処分の実現に向け、国が責任をもって、処理できる制度を確立されるよう働きかけをお願いしたい。</p>	継続	<p>本事案については、これまで国に対して法整備などのルールづくりや国による処理・処分などについて要望してきたところです。令和元年6月に国から本事案に対する考え方を示した事務連絡文書が発出されましたが、今後も関係法令の対象とならないレベルで放射性物質を含む投棄物が発見される可能性があることから、適切・円滑に処理できる仕組みや制度を整えるよう、本年度も国に要望しました。</p>	生活環境部 (環境立県推進課)
23	地域生活支援事業における確実な財源措置について	<p>地域生活支援事業は、原則、国50%、県25%、市25%の負担割合で事業を実施することとされているが、50%の国庫補助が確保されず、事業に係る市費負担が年々増大している。</p> <p>地域の実情や利用者のニーズに応じて実施する事業が円滑に行えるよう、国庫補助の拡大と事業実績に見合った確実な財源措置を講じていただきたい。</p>	継続	<p>令和5年度国予算において、当該国庫補助金（本体事業に限る。）は前年度より約8億円増の445億円余で同年度の本県及び市町村の充当率は約58.25%となっている。県では今年度も市町村が地域生活支援事業に積極的に取り組めるよう、必要な財源措置を講ずることについて、国に対し令和6年7月23日に要望を行いました。今後も引き続き、国に対して働きかけていきます。</p>	福祉保健部 (障がい福祉課)
24	NHK放送受信料免除申請に係る市町村証明事務の廃止・軽減化	<p>NHK放送受信料の減免申請には、国からの協力依頼により無償で行っているが、証明のために対象者（申請者）の障がいの程度、世帯状況、課税状況等を確認する必要があり、関係部署との調整が必要になるなど事務作業に多大な時間がかかり、本来業務に支障をきたしている。</p> <p>令和6年3月に示された措置により、WEBにてマイナポータルと連携した半額免除申請が開始されたが、事務の軽減となっていない。マイナポータルを活用し連携することで、市町村窓口に出向かなくても24時間手続きが行えるとともに、市町村窓口での証明業務の廃止・軽減化に向けた見直しを行っていただきたい。</p>	継続	<p>令和3年10月から申請者が市町村窓口に出向くことなくNHKへの申請書郵送による手続きも可能となるなど、少しずつ見直しが進んでいると承知しています。今後の申請手続きの効率化について県としても注視していきます。</p>	福祉保健部 (障がい福祉課)
25	有料道路通行料金の割引措置に係る市町村証明事務の廃止・軽減化	<p>有料道路通行料金の割引措置には、国からの協力依頼により無償で行っているが、本来は有料道路の管理運営を行う各社で実施すべき事務を、福祉事務所等が代行して手続きをしている。手帳の写しの添付等により対象者がすでに障がい者であることの証明はされており、郵送や電子申請により手続きが可能であることから、市町村窓口での事務の廃止・軽減化に向けた見直しを行っていただきたい。</p>	継続	<p>令和3年11月から更新申請手続きの提出書類の一部簡素化が行われるなど、少しずつ見直しが進んでいると承知しています。今後の申請手続きの効率化について県としても注視していきます。</p>	福祉保健部 (障がい福祉課)

番号	項目	要望内容	区分	回答	担当部局
26	国民健康保険に対する国庫支出金の減額措置（ペナルティ）について	<p>地方自治体が条例により実施している医療費助成制度は、少子化対策、生活弱者対策として地方が地域の実情に応じて行っているものであるが、現下の社会情勢においては、必要かつ不可欠な制度となっている。</p> <p>子どもの医療費に係る国庫支出金の減額措置（ペナルティ）については、令和6年度から高校生世代までを対象として廃止されたが、生活により支援が必要な障がい者やひとり親家庭の医療費に係る減額措置については、見直しの議論の対象とはなっていない。国保に係る国庫支出金が減額されることのないよう見直しをお願いしたい。</p> <p>また、この減額措置は、県と市町村の共同事業で成り立っている医療費助成制度に伴うものであり、また国保の都道府県化により直接的には県、間接的に市町村が受けているものため、市町村に納付金として全額を負わせることなく県も応分の負担をしていただき、被保険者の国保料の超過負担を解消していただきたい。</p>	継続	<p>特別医療費の助成は、不必要な受診の機会を増やすものではなく、乳幼児を始め生活弱者等、真に医療を必要とする者が医療を受けやすくする制度であり、本来、国が全国的に行うべき子育て・少子化対策等に対する地方の自主的な取組であると認識しています。</p> <p>このため、国民健康保険に係る国庫負担金の減額措置を見直すよう、国に要望した結果、令和6年度から、18歳未満までの子どもの医療費助成に係る国庫負担金の減額措置が廃止されたところです。</p> <p>本県としては、子どもだけでなく、身体・知的障がい者やひとり親家庭への医療費助成など、全ての地方単独事業に対する国による減額措置を早急に廃止するよう、令和6年7月23日に国に対して要望を行いました。今後も引き続き国に対して要望を行います。</p> <p>今後も国に対して積極的に国保に係る国庫負担金の減額措置の全廃に向けてしっかりと要望していくこととしていますが、県も市町村とともに保険者として国保事業の運営を担っており、減額分への対応については、引き続き市町村と協議していきたいと考えています。</p>	福祉保健部 (医療・保険課)
27	佐治診療所及び鳥取市立病院への医師派遣について	<p>令和7年度以降も鳥取市佐治町診療所への自治医科大学及び鳥取大学特別養成枠を卒業した医師の派遣を継続していただきたい。</p> <p>また、鳥取市立病院は、多くの診療科で専門医が不足しており、独自の奨学金制度など、医師確保に向けた様々な努力を続けているが、大変苦慮しているのが実情である。</p> <p>近年では内科医も減少しており、佐治町診療所に加え、鳥取市立病院への自治医科大学または鳥取大学医学部医学科（特別養成枠）卒業の内科医師の派遣をお願いしたい。</p>	継続	<p>自治医科大学卒業医師及び県特別養成枠の医師の派遣先については、派遣可能な医師数の範囲内で、各市町村からの要望及び各自自治体立病院・診療所の医師確保状況等を踏まえて決定することとしています。</p> <p>令和6年度も昨年度同様、佐治診療所に加え、東部医療圏の医療体制の維持・確保を図る観点から、鳥取市立病院にも内科医（1名）派遣を行っているところです。</p> <p>令和7年度以降についても派遣可能な医師数及び各市町村からの要望状況等を踏まえ、対応を検討します。</p> <p>なお、県では、東部医療圏の効率的な医療提供体制の確保を図る観点から、東部の病院が医師の育成・確保等に連携して取り組むための、医療連携協定の締結を進めているところです。本協定をもとに病院間の医師の相互派遣等の仕組みづくりを進めてまいります。</p>	福祉保健部 (医療政策課)

番号	項目	要望内容	区分	回答	担当部局
28	国保総合システム更改に対する国の財政支援について	<p>各都道府県国民健康保険団体連合会が運用する国保総合システムについては、令和3年3月に策定された「審査支払機能に関する改革工程表」に基づき、社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という）との審査支払業務を統合的かつ効率的に運用するため、更改作業が行われているところである。</p> <p>同工程表には、支払基金との審査支払領域の共同利用を開始する次々期の更改も盛り込まれているが、この開発経費を各保険者に転嫁すると保険料（税）の引き上げに繋がるため、財政基盤が脆弱な国民健康保険はさらに厳しい財政運営を強いられることが想定される。</p> <p>このため、持続可能かつ安定的な国保制度の堅持のため、引き続き、国の責任において必要な財政支援措置を講じることを求め、要望を継続するものである。</p>	継続	<p>社会保険診療報酬支払基金と国民健康保険中央会等の審査支払機能の統合的かつ効率的に機能させるため、「審査支払機能に関する改革工程表」（令和3年3月厚生労働省、社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険中央会公表）に基づき、国保総合システムの更改が行われています。</p> <p>この改革工程表によれば、第一段階（令和5年度～）の国保総合システムのクラウド化及びレセプト受付領域の共同化等に引き続き、第二段階（令和6年度～）の審査・支払領域の共同利用のためのシステム更改が行われているところです。</p> <p>これらのシステム更改は、国の意向を踏まえ実施されるものであり、保険者や被保険者に追加的な負担が生じないように、国が必要な財政支援を行うよう、令和6年7月23日に国に対して要望を行いました。今後も引き続き、国に対して働きかけていきます。</p>	福祉保健部 （医療・保険課）
29	認知症対応型共同生活介護事業所の家賃等助成について 《重点要望項目》	<p>認知症高齢者の増加が見込まれるなか、低所得者に配慮した認知症対応型共同生活介護の利用環境を整備する必要性が高まっている。認知症対応型共同生活介護事業所の家賃等助成事業としては、地域支援事業（任意事業）で利用者の負担軽減を図る事業が可能ではあるが、地域支援事業の交付金には上限がある等により実施が困難な状況にある。</p> <p>特別養護老人ホームや介護老人保健施設には、特定入所者介護サービス費において、低所得者への食費・家賃の助成制度が設けられており、今後ますます重要性が増していく認知症対応型共同生活介護事業所も是非ともこの制度の対象に位置づけられたい。</p>	継続	<p>現在「特定入所者介護サービス費」は特別養護老人ホーム等の介護保険施設に常時入所する施設サービスと、介護保険施設に短期間入所する短期入所サービスのみが支給対象で、居住系サービスは対象となっていない。</p> <p>今後も認知症高齢者の増加が見込まれており、低所得の認知症高齢者が介護サービスを適切に利用できるよう、貴市と連携して、国への制度見直しについて引き続き要望していきたいと考えています。</p>	福祉保健部 （長寿社会課）
30	生活保護制度における夏季加算の創設について	<p>原油価格や物価の高騰による光熱費の高止まりは継続しているが、夏季におけるエアコン等の冷房機器の使用については、電気代の負担が大きいという理由で使用を控えているケースも見受けられる。</p> <p>気候変動適応法が改正され、熱中症への対策を一層進めていく必要がある中、要件を満たした場合には家具什器費として支給が認められているエアコン等の冷房機器を有効に活用させ、健康管理を促すことは有効であると考えます。</p> <p>このことから、夏季における電気代等の増加需要実態調査を行い、増加需要が認められた場合にその需要を満たす金額を支給するため、夏季加算を創設していただきたい。</p>	継続	<p>夏季加算の創設については、平成24年度から毎年国へ要望しており、今年度においても、令和6年7月23日に要望を行いました。今後も引き続き、国に対して働きかけていきます。</p>	福祉保健部 （孤独・孤立対策課）

番号	項目	要望内容	区分	回答	担当部局
31	こども施策の実施に向けた柔軟な財政支援について	<p>地方自治体では、こどもや若者の意見を聴き、その思いや希望が反映された「こども施策」の実施に向けた取組を進めているところであるが、この新たに取組む「こども施策」に柔軟に対応できる財政支援は充実していない状況にある。</p> <p>鳥取県が実施する子育て応援市町村交付金では、令和6年度の改正により、市町村が独自に実施する施策に柔軟に対応できるよう見直しが行われたところではあるが、事業全体の交付限度額は据え置かれたことから、新たな「こども施策」の積極的な実施に繋がりにくい。子育て王国とつとりの更なる推進のためにも交付限度額の見直しなど、「こども施策」を力強く推進する財政支援をお願いしたい。</p>	新規	<p>子育て応援市町村交付金は、市町村がその地域の実情に応じた施策に柔軟に取り組めるよう令和6年度に個別給付事業の上限設定をなくし、施設の小修繕を可能にするなどの見直しを図りました。</p> <p>なお、交付要綱にも定めているように、国の補助金、交付金等の助成対象である事業は交付対象としないこととしており、国の地域少子化対策重点推進交付金等を優先して活用いただくことを、令和6年7月以降、各市町村に対して周知してきたところです。</p> <p>子育て応援市町村交付金の限度額の見直しは現時点では考えていませんが、国の交付金等を積極的に活用するとともに、子育て応援市町村交付金を柔軟に組み合わせるなどして、子ども施策を進めていただきたいと考えています。</p>	子ども家庭部 (子育て王国課)
32	物価高騰における保育施設への支援について 《重点要望項目》	<p>ウクライナ侵攻や急速に進んだ円安などの国際情勢を背景として、原油価格等の光熱費の高騰が続き、物価高に拍車をかけている。保育園、認定こども園等の保育施設では、運営費の増加により保護者や事業者の負担増につながっている。保育施設等の運営費については、国の公定価格によって示されるものであることから、物価高騰への対策について、国の施策として支援をお願いしたい。</p>	新規	<p>令和6年度の公定価格の改定において、物価高騰への対応や保育従事者の賃上げ相当分が盛り込まれたところですが、光熱費や食材の高騰が続いており、保護者や事業者の負担増につながっていることから、物価高騰への対策について更なる支援を行うよう、令和6年7月11日に国に対して要望を行いました。</p>	子ども家庭部 (子育て王国課)
33	幼児教育・保育の無償化における満3歳児の無償化開始時期について	<p>幼児教育・保育の無償化は基本的に小学校就学前の3年間分の利用料を無償とする制度である。その対象は子ども・子育て支援法施行令により規定されているが、保育の必要性は問わず幼稚園等での教育を受ける教育標準時間（1号）認定の子どもは満3歳になった日からとなっており、一方で保育の必要性があり保育園等での保育を受ける保育（2号）認定の子どもは満3歳になった日の属する年度の翌年度4月となっている。</p> <p>近年、教育標準時間（1号）認定子どもと保育（2号）認定子どもが混在する認定こども園が増加している中で、同じ満3歳にもかかわらず、区分認定の違いにより扱いが異なることは利用する保護者にとって分かりづらく、不公平感に繋がるものであることから、国として満3歳児の無償化の開始時期について今一度整理をされ、統一した扱いとしていただきたい。</p>	新規	<p>教育標準時間（1号）認定と保育（2号）認定の子どもの満3歳の取扱いの違いに対する不公平感も踏まえ、幼児教育・保育については、完全無償化を実現し、支援を全世帯に拡大するよう、令和6年7月11日に国に対して要望を行いました。今後も引き続き、国に対して働きかけていきます。</p>	子ども家庭部 (子育て王国課)

番号	項目	要望内容	区分	回答	担当部局
34	無料低額診療調剤処方費の助成制度について	<p>無料低額診療事業において、経済的理由により適切な医療等が受けられない方が無料または低額で受診できるものの、院外処方薬は対象外であり患者負担が大きく、治療しない・治療中断するケースが発生している。薬代の負担を軽減し、適切な治療により疾病の重症化を未然に防ぐことは、健康寿命の延伸・中長期的な医療費の抑制が図られ、健康で働き続けることができる人材の確保につながる。また、令和6年4月「孤独・孤立対策推進法」施行により、県においても孤独・孤立対策のさらなる展開を図られているところであり、社会的に困窮している方をセーフティネットにつなげる効果も期待できる。</p> <p>以上のことから、無料低額診療事業の調剤処方費の助成制度について、生活に困難を抱える人々に対する包括的な支援として検討されるよう国への働きかけを継続していただきたい。</p>	継続	<p>無料低額診療制度は、院外処方も含めて、国が医療保険制度の中で検討すべき事項であることから、今後の国の動きを注視していきます。</p> <p>なお、生活困窮者の支援については、地方自治体を実施する地域の状況に応じた取組への継続的な財政措置や国の責任における給付金等を含めた支援策の検討実施について、これまでも国に対して要望を行ってきており、今年度も7月23日に要望を行いました。今後も引き続き、国に対して働きかけていきます。</p>	福祉保健部 (孤独・孤立対策課)
35	中山間地域を支える医療人材確保に係る支援について	<p>中山間地域を支える医療人材の確保については、令和5年度に各界関係者による研究会を設けられ、令和6年度の総合対策事業として、医師確保、看護師・薬剤師確保について各施策が進められることとなっている。(研究会については、令和5年度3回の開催で終了とのことであるが)総合対策事業の評価や見直し等をはじめ、今後の持続可能な中山間地域の医療体制の整備のためにも、さらなる議論が求められるところであり、引き続き、各病院・医師会・大学・自治体など関係者の連携を図る仕組みの構築を進められたい。</p>	新規	<p>中山間地域の医療提供体制の維持・確保に向けて、医師をはじめとする医療人材の確保は引き続き喫緊の課題と認識しており、令和6年度から実施する総合対策の効果と課題を踏まえ、引き続き関係団体との意見交換を密に行い、対策を検討していきます。</p>	福祉保健部 (医療政策課)
36	新型コロナウイルスワクチン接種に要する経費等に対する財政措置について	<p>令和7年度以降も引き続き、基礎自治体や住民の負担が軽減されるよう財政支援をお願いしたい。</p>	継続	<p>新型コロナワクチンの定期接種については、全ての対象者に対して、適切に接種機会を確保する観点から、接種費用が一定程度低減するまでの間、市町村に対する助成金制度は継続されるべきと考えており、令和7年度以降の助成金制度の継続を国へ要望していきます。</p>	福祉保健部 (感染症対策センター)
37	新型コロナウイルスワクチンに関する迅速な情報共有について	<p>令和7年度の新型コロナワクチン接種の方針を予算編成等に影響しない時期までに示してもらいたい。</p>	継続	<p>令和7年度の新型コロナワクチン接種については、国の動向を注視し、方針が判明した場合には直ちに市町村へ情報を提供します。</p>	福祉保健部 (感染症対策センター)
38	狂犬病予防法の特例制度について	<p>法改正により、令和4年6月1日から犬猫等販売事業者に対し、犬猫へのマイクロチップの装着が義務化され、自治体の判断でマイクロチップを鑑札と見なすことが可能となった。現状では、マイクロチップの登録手数料は国の指定登録機関、犬の登録手数料は各自治体が請求徴収しているが、誤解が生じやすく、犬の登録手数料の未納発生が懸念される。飼い主の利便性向上及び自治体の事務削減を踏まえ、指定登録機関で犬の登録手数料も徴収できるよう、体制の整備をお願いしたい。</p>	新規	<p>市町村の判断で犬のマイクロチップを鑑札とみなすことができる特例制度は、狂犬病予防法に基づく犬の市町村登録と動物愛護法に基づくマイクロチップ登録を一度に行うことができるため、飼い主の負担が軽減されるメリットがあります。</p> <p>犬の市町村登録の手数料は、飼い主が市町村へ支払う必要がありますが、現在、マイクロチップの指定登録機関である(公社)日本獣医師会が、マイクロチップ登録手数料の徴収に併せて、犬登録手数料の徴収が可能かどうか検討されており、県としては、日本獣医師会や国の動向を注視したいと考えています。</p>	生活環境部 (くらしの安心推進課)

番号	項目	要望内容	区分	回答	担当部局
39	地方の経済再生に向けた取組への支援について <重点要望項目>	依然としてエネルギーや資材の高騰が続くなか、日銀の金利政策の転換も加わり、重層的な要因での物価高騰は避けられない状況のなか、建設業・運送業などの2024問題も重なり、各業種・各段階における適切な支援が必要である。 引き続き、地方経済再生に向けた様々な取組に対して汎用的な補助制度の創設など財政支援をお願いしたい。	継続	県内経済の再生に向けては、地域経済変動対策資金を利用する県内中小事業者等の無利子化などを県市町村協調で行うなど、県と市町村が調整・連携して取り組んでいるところであり、さらなる連携強化を図っていきます。 また、物価高の長期化の影響を受けた事業者への継続的な支援や重点支援地方交付金の拡充、各種エネルギーの価格抑制対策、物流2024問題の解決に向けた取組強化など、県や知事会等から国に要望を行いました。 引き続き、地方の経済再生に向けた機動的な対策を国に働きかけていきます。	商工労働部 (商工政策課)
40	企業版ふるさと納税 (地方創生応援税制) における税額控除の特別措置の継続について	地方創生の更なる充実・強化に向け創設された企業版ふるさと納税(地方創生応援税制)は、企業が行った寄付について税額控除の特別措置を令和2年度の税制改正で5年間(令和6年度)まで延長しているが、令和7年度以降においても特別措置の継続をお願いしたい。	新規	企業版ふるさと納税制度については、全国知事会においても、国へ同制度の延長について提言してきたところであり、本県としても、制度継続に向けて令和6年7月26日に国へ要望を行いました。 今後も引き続き、国に対して働きかけていきます。	政策戦略本部 (税務課)
41	地方の中小企業における労務費の価格転嫁が進む取組について	全国的に賃上げの機運が高まっており、大手企業においては着実に賃上げが進められている中、地方の中小企業においても物価高騰に負けない賃上げを実現するため、実効性のある「取引価格の適正化」に向けた取組を進めていただくようお願いする。	新規	県では、今年1月に公正取引委員会・中国経済産業局など国の機関も出席する県版政労使会議を開催し、政労使が連携して価格適正化と賃上げによる経済の好循環実現を目指す機運醸成を図るとともに、具体的な取組として「持続的な経営力向上・賃上げ事業者支援補助金」のほか、「価格適正化と賃金アップに向けた専門家相談窓口」の設置、国・県双方の支援施策の周知広報など、県内中小企業の価格適正化や賃金引上げを支援しており、企業間取引についても、パートナーシップ構築宣言やホワイト物流推進運動に取り組む企業の拡大を進めているところです。 また、7月には、労務費を含む適正な価格転嫁が進むよう、取引適正化の取組強化、違反のあった場合の厳正な対処を国に対して要望しました。 貴市におかれても、引き続き管内企業の取組促進について御協力をお願いします。	商工労働部 (商工政策課)
42	鳥取砂丘の交通環境の整備について	本市は、国土交通省、鳥取県、鳥取県警察と鳥取市周辺渋滞対策協議会を設立し、毎年、ゴールデンウィーク等の大型連休時に鳥取砂丘周辺の交通渋滞対策を実施している。これまでは砂丘東側を中心に対策してきたが、砂丘西側の滞在環境の向上を見据え、令和5年度より西側の交通渋滞対策等にも東側とあわせて取り組んでいる。引き続き鳥取砂丘全体の交通環境の整備、二次交通の充実、砂丘トンネルの美装化等に連携して取り組んでいただきたい。	継続	交通環境整備や大型連休時における鳥取砂丘周辺の渋滞対策については、貴市の取組や鳥取砂丘未来会議における議論も注視しつつ、引き続き貴市や国土交通省、警察など関係機関と連携して取り組んでまいります。 また、令和3年12月に「鳥取砂丘の観光振興、活性化及び保全における鳥取県と鳥取市との連携協約」を締結し、鳥取砂丘及び周辺エリアの駐車場確保や交通渋滞対策等に向けた環境の整備を行うこととしています。 今後も県市連携協議会で検討のうえ、交通環境整備の取組を進めていきます。	輝く鳥取創造本部 (観光戦略課) 県土整備部 (道路企画課)

番号	項目	要望内容	区分	回答	担当部局
43	砂防河川山王谷川（佐治町）の護岸復旧について	令和5年8月の台風7号により崩壊した本市の宿泊施設「たんぼり荘」前の河川護岸の復旧については、本市でも検討しているが、当該箇所が砂防区域内の堰堤堆砂敷に位置することから、新規砂防施設として護岸（堰堤）整備をお願いしたい。	新規	「河川護岸」と御指摘の石積は、県が管理する砂防設備ではなく、貴市が宿泊施設保全のために当該施設の建設とあわせて設置した石積との認識であり、引き続き貴市において復旧の検討をお願いします。	県土整備部 （治山砂防課）
44	米政策のより一層の推進について	<p>本市は鳥取県と協調し、主食用米からの作付転換のさらなる推進や生産体制の強化、消費の拡大、水田の維持、新市場の開拓等、生産から販売までの総合的な対策に取り組みながら、生産農家の所得向上を目指している。</p> <p>しかし、不安定な米価や、生産コストの上昇など、稲作農家が所得を確保し経営を安定させていくためには依然として課題が多く、米づくりを取り巻く状況は引き続き厳しいものと考えている。</p> <p>また、本市の稲作農家は、兼業や小規模であるものも多く、高齢化による離農と合わせた農家の大きな減少と、耕作放棄地の更なる増加が今後急速に進行していくことを懸念している。</p> <p>については、稲作農家がこれらの厳しい現状を乗り越えるためにも、米の消費拡大、ブランド化、販路拡大、農地の集積・集約、土地改良、作付転換といった取組について、市町や関係機関とより連携した推進を図っていただくとともに、営農規模を問わず、持続可能な経営を実現するために、臨時的な緊急支援措置制度の創設など、従来の取組に捉われない多角的で柔軟な米政策の構築をお願いしたい。</p>	継続	<p>県は、水田農業のあり方について長期的視点に立ち、需給に応じた主食用米生産や収益性の高い品目への転換支援、生産体制の強化、農業生産の拡大に向けたスマート農業の推進、地球温暖化対策、経営資金の確保、水田の維持、消費拡大等、生産から販売までの総合的な対策を多角的に実施しているところです。</p> <p>また、気象災害や病害虫被害の多発など突発的事案に対しては、緊急的支援を含めた対策を機動的に実施しているところです。</p> <p>今後も、市町村をはじめ関係機関との連携を強化しながら、このような対策を柔軟に実施することにより、本県の水田農業全体の収益性向上を図っていきたいと考えています。</p>	農林水産部 （生産振興課）

番号	項目	要望内容	区分	回答	担当部局
45	農林水産業の燃油・肥料・飼料・資材等価格高騰対策について 《重点要望項目》	<p>飼料及び肥料の価格高騰は依然として農業経営を圧迫しており、継続的な営農を断念せざるを得ない生産者が増加傾向にある。</p> <p>そのため、持続可能な農業経営の実現に向けた抜本的な対策を講じていただくとともに、「みどりの食糧システム戦略」に掲げる環境負荷の低減を実現するため県・市町村が取り組む諸施策に対する強力な支援策を講じていただきたい。</p> <p>また、配合飼料価格安定制度の継続と再生産可能な価格水準に下がるまでの間、畜産業者の飼料コスト上昇分を補てんする緊急対策を継続して行っていただきたい。</p> <p>併せて、国際情勢等による燃油価格高騰対策についても、農林水産業の経営継続・安定のため、農林水産業機械や設備等への対策を継続、拡充して行っていただきたい。</p> <p>さらに、農家等の経営継続・安定のため、価格高騰に伴う生産コスト上昇に見合った生産物価格での販売となるよう具体的対策を図っていただきたい。</p>	継続	<p>燃油等物価高騰対策、肥料等の国産化に向けた支援、配合飼料価格安定制度の見直し、酪農・養鶏に対する経営安定制度の強化、生産コスト上昇に見合った生産物価格での販売となるよう具体的対策と国民的理解の醸成について、県内6団体（鳥取県知事、鳥取県会議長、鳥取県市長会長、鳥取県市議会議長会長、鳥取県町村会長、鳥取県町村議会議長会長）により7月11日に国に対し要望を行いました。引き続き国に対し機動的な対策を求めていきます。</p> <p>燃油価格高騰対策については、燃油価格の動向、今後の国の対策等の状況を見ながら、現在実施している省エネ機器等の整備支援の継続について検討していきます。</p> <p>併せて、畜産業者の飼料コスト上昇に対する緊急対策「畜産経営緊急救済事業」の継続についても配合飼料価格の動向、今後の国の追加対策、新たな制度創設の実施状況を見ながら検討していきます。</p> <p>また、「鳥取県みどりの食料システム戦略基本計画」に基づき、生産現場（生産者・産地）での環境づくり、有機・特別栽培農産物の販路確保や消費者等の理解促進、モデル的取組を行う地区への支援を行う「鳥取県みどりの食料システム戦略推進事業」の推進により、県・市町村の取組強化・農家等への効果的な支援を行っていきたいと考えています。</p> <p>さらに、国においては、原材料コストや賃料を考慮した食品の合理的な価格形成がなされる仕組みづくりについて、令和7年通常国会への法案提出を視野に検討が進められることから、動きを注視するとともに、県内においてはJAグループ等と連携し、生産コスト上昇等を加味した適正価格を消費者にも理解していただくために「鳥取県版フェアプライスプロジェクト」を展開することとしています。</p>	農林水産部 (農林水産政策課、生産振興課、畜産振興課)
46	鳥獣被害防止総合対策事業の充実について	<p>野生鳥獣による農産物被害は年々増加傾向であるが、高齢化などにより狩猟者数も減少しており、より効率的な鳥獣害対策が求められている。このような中、自治会等が取り組む侵入防止柵設置事業は鳥獣の農地等への侵入防止に効果的であるが、侵入防止柵の経年劣化や破損により大規模修繕や設備更新が必要な地域では、住民の高齢化や人口減少に伴い、大きな負担が生じることとなり、意欲的な対策に踏み込むことができない状況がある。地域ぐるみで農地や水路等の維持保全に取り組む「中山間地域等直接支払交付金」や「多面的機能支払交付金」で対応可能である旨は地域に周知しているが、老朽化する農業用施設等の保全が優先されるため、侵入防止柵への活用が難しい地域が多いのが実態である。</p> <p>鳥獣対策で実施した侵入防止柵について、耐用年数経過による更新（単県事業）や、修繕に係る費用についても支援できるように、補助制度の拡充をお願いしたい。</p>	継続	<p>鳥獣被害防止総合対策交付金（国交付金）を活用して整備した侵入防止柵については、耐用年数経過後に同交付金を再活用して更新することが可能としております。</p> <p>また、鳥獣被害総合対策事業費補助金（単県事業）では、機能向上を伴う更新は可能です。</p> <p>侵入防止柵の修繕については、地域ぐるみで農地や水路等の維持保全に取り組む「中山間地域等直接支払交付金」や「多面的機能支払交付金」で対応が可能であり、国からも鳥獣被害対応への活用を推進するよう通知されているところです。</p> <p>なお、侵入防止柵の更新や修繕経費を市町村が支援する場合、市町村負担額について特別交付税措置が講じられることとされており、当該制度の活用も検討をお願いします。</p>	農林水産部 (鳥獣対策センター)

番号	項目	要望内容	区分	回答	担当部局
47	家畜伝染病の防疫措置のための予算確保について	都道府県が実施する高病原性鳥インフルエンザや豚熱等の家畜伝染病防疫措置に対し、市町村は職員派遣等の協力を行うこととなるが、これらに係る人件費については他の災害のような国費による財源支援がないため、各市町村では大きな財政負担となっている。 このため、国は防疫措置にあたる都道府県に対して所要の財政措置を行うなど、都道府県が協力する市町村に対して必要な経費を負担できる体制を構築していただきたい。	継続	防疫措置に従事した地方自治体の人件費に対しては国による財政支援の対象外となっていることから、全国知事会（令和6年8月2日要望）及び関西広域連合（令和6年6月21日要望）として要望を行いました。引き続き国に要望していきます。	農林水産部 （家畜防疫課）
48	日本型直接支払制度の予算確保等について	農村では人口減少や高齢化の進行により集落機能が低下し、農業・農村の維持が困難になってきている。そのような現状に対し、日本型直接支払交付金制度を活用し、農業・農村の持つ多面的機能の発揮を促進しているところではあるが、近年、事業を実施する活動経費が十分に配当されておらず満足いく活動が出来ていない。また、複雑な事務処理が負担となり活動を断念する組織も出てきている。令和7年度から新たな制度が始まる中で、日本型直接支払制度をより一層推進するため、下記について要望する。（1）農業者にわかりやすい制度とすること。（2）事務処理に関する地域の負担を軽減すること。（3）特に中山間地域等直接支払に係る推進交付金の要望額に対する十分な割当てを行うこと。（4）多面的機能支払の長寿命化対策に係る交付金の満額配分を行うこと。	継続	県ではこれまで、活動組織を対象とした研修会開催や活動の手引き作成等、制度内容の理解を深めるための取組を行っておりますが、引き続き内容の充実を図っていきます。 国は令和7年度に向けて制度の見直しを検討しており、県もその動向を注視していきます。 なお、日本型直接支払交付金の予算確保及び事務の簡素化について、令和6年7月11日に国に要望を行いました。引き続き国に要望していきます。	農林水産部 （農地・水保全課）
49	高速道路ネットワークの整備推進について 《重点要望項目》	（1）山陰近畿自動車道 沿線住民の安全・安心な生活を支える基盤道路としてだけでなく、産業経済の発展や観光振興のため、計画延長全線の早期開通を推進していただきたい。特に、鳥取西道路の全線開通に伴い、「山陰近畿自動車道」と「山陰道」のミッシングリンクを解消する「南北線」整備の必要性が飛躍的に高まっている。そのために早期に都市計画決定し、一日も早い事業化を強くお願いしたい。 また、安全かつ円滑な交通を確保するため、対面通行区間におけるワイヤーロープ等の早期設置をお願いしたい。 （2）鳥取自動車道 平成25年に暫定2車線で全線供用された「鳥取自動車道」佐用JCTから鳥取IC間の定時性・安定性の向上を図るため、事業中の鳥取IC付近の付加車線の早期完成をお願いしたい。 また、鳥取自動車道の一部として暫定利用されている志戸坂峠道路について、豪雪、事故による通行止めや大規模滞留を防ぎ、走行性・安全性の向上を図るため、志戸坂峠防災事業を推進し、早期に整備を行っていただきたい。 （3）山陰自動車道 安全かつ円滑な交通を確保するため、暫定2車線の早期解消をお願いしたい。	継続	（1）山陰近畿自動車道 山陰近畿自動車道（鳥取～覚寺間）については、令和2年度に都市計画決定手続きに着手し、沿線住民や事業者から頂いた意見に対し丁寧に対応しているところです。今後も国会議員連盟や沿線自治体とも協力して早期事業化を要望していきます。 対面通行区間のワイヤーロープ設置については、国へ要望を伝えません。 （2）鳥取自動車道 鳥取IC付近の付加車線工事については、令和6年8月2日に供用開始されました。また、志戸坂峠防災事業の早期整備について、国に働きかけていきます。 （3）山陰道 引き続き、事業中の山陰道（米子道路）付加車線の整備促進について、国に働きかけていきます。	県土整備部 （道路企画課）

番号	項目	要望内容	区分	回答	担当部局
50	山陰近畿自動車道駒馳山バイパスへのインターチェンジ整備について	<p>鳥取西道路の全線供用開始、山陰近畿自動車道の整備促進など、高速道路ネットワークの広がりが進む中で、山陰海岸ジオパーク最大の目玉である鳥取砂丘への観光交流人口は、益々増加するところであり、より利便性の高いインターチェンジの設置により、賑わいが創出されることとなる。</p> <p>このインターチェンジにより、駒馳山バイパスと県道鳥取福部線などのネットワーク化が可能となり、若桜町から新温泉町など連携中枢都市間の移動が円滑になるとともに、鳥取市街地東側の外環状線としてのバイパス機能が強化され、市街地や鳥取砂丘周辺が渋滞緩和されることが期待される。</p> <p>また、消火活動や救急搬送時の時間短縮にもつながり、地域住民の生命、財産を守る上で大きな効果も望める。</p> <p>本市では福部地域の生活拠点としての機能強化に向けて、「福部町のまちづくり構想」を平成29年度に策定し、地域住民と連携し高速ネットワークを利用したまちづくりについて具体的な方向を示す基本計画を平成30年度に策定したところである。</p> <p>については、連携中枢都市圏域全体の地域振興のため、新たなインターチェンジの整備をお願いしたい。</p>	継続	<p>駒馳山バイパス福部IC～大谷IC間の新たなインターチェンジの整備については、貴市が中心となり検討を進められる地域のまちづくり構想において、ICの利活用に関する関係者の具体的な検討状況を踏まえ、事業主体を含めた今後の進め方を国土交通省や貴市と引き続き協議を進めていきたいと考えています。</p>	県土整備部 (道路建設課)
51	一般国道29号バイパス建設促進	<p>国道29号は、鳥取市・八頭町・若桜町を繋ぐ鳥取県東部圏域の重要な幹線国道であるが、その一部区間である津ノ井バイパスは、西大路交差点から八頭町側は、2車線のため、通勤車両等による渋滞が日常的に発生し経済活動の障害となるとともに、緊急車両の通行にも多大な負荷がかかっている状況にある。令和6年4月1日に国土交通省から一般国道29号津ノ井バイパス(広岡～西大路)の令和6年度新規事業化が発表されましたが、今後は事業を推進し早期整備をお願いしたい。</p>	継続	<p>国道29号津ノ井バイパスの早期整備について、国に働きかけていきます。</p>	県土整備部 (道路企画課)

番号	項目	要望内容	区分	回答	担当部局
52	一般国道482号改良整備促進	<p>○佐治町細尾～尾際間の改良計画の策定促進。 細尾～尾際間において、急カーブが連続し見通しが悪い点、また斜面崩落や落石等の危険を有する法面と豪雨による路面崩落等の危険を有する河川に挟まれた道路であるため、線形改良等の早期計画・事業化を要望する。</p> <p>○佐治町高山（加瀬木橋より下流付近）～佐治町森坪間の道路改良。 佐治町高山（加瀬木橋より下流付近）～佐治町森坪の集落入口の間においては、令和5年1月に発生の大雪による大規模倒木の影響で、孤立集落が発生している。 また、同年発生の台風7号豪雨で、法面からの土砂流入及び河川氾濫による道路崩落等の甚大な被害が発生し、佐治町管内の主要交通網が寸断され、住民生活に重大な影響を与えており、本区間の道路改良を望む声は一層高まっている。 より安全かつ円滑な道路交通環境を確保するための道路改良を要望する。</p>	継続	<p>○細尾から尾際間のうち、余戸地内においては、令和5年台風第7号による被害等を踏まえ、有識者（鳥取大学）の意見を参考に対応策の検討を進めており、令和6年度から土砂流出対策事業を実施します。 また、令和5年度に実施した道路防災点検で抽出された尾際地内の要対策箇所について、令和7年度の事業化に向けて検討します。 その他の区間については、曲線半径は概ね基準値を満足していることから、現時点で線形改良の予定はありませんが、今後の交通状況等を踏まえながら、適宜、事業化の必要性を検討します。</p> <p>○高山から森坪間については、令和5年台風第7号による被害等を踏まえ、有識者（鳥取大学）の意見を参考に対応策の検討を進めており、令和7年度の事業化に向けて検討します。</p>	県土整備部 (道路建設課)
53	一般国道53号用瀬歩道拡幅整備促進（用瀬町用瀬地内）	雛橋付近千代川側（113.9k～114.0k）の歩道拡幅整備	継続	国へ要望を伝えます。	県土整備部 (道路企画課)
54	中心市街地の渋滞緩和対策について	通勤・通学時に慢性的に渋滞が生じている県道若葉台東町線について、産業道路交差点以外の交差点における渋滞緩和対策を講じていただきたい。	継続	産業道路交差点の改良は令和4年度に事業完了しました。観音院入口交差点の改良事業については、引き続き事業を実施します。	県土整備部 (道路企画課)
55	(1) 都市計画道路大工町土居叶線（鳥取市富安1丁目～叶間）	未整備区間における事業の促進及び早期完成をお願いしたい。	継続	富安1丁目については、令和5年度に事業完了しました。吉成～叶間については、引き続き事業を実施します。	県土整備部 (道路建設課)
	(2) 都市計画道路立川甕山線（鳥取市立川5丁目～岩倉間）	未整備区間における事業の促進及び早期完成をお願いしたい。	継続	立川町五丁目交差点～卯垣交差点間については、令和6年度に事業完了する予定です。 卯垣交差点から岩倉西交差点間については、引き続き事業を実施します。 岩倉西交差点から岩倉交差点間については、令和6年度に事業化しました。	県土整備部 (道路建設課)
	(3) 都市計画道路美萩野覚寺線（鳥取市安長～商栄町）	未整備区間における事業の促進及び早期完成をお願いしたい。	継続	安長～商栄町間については、令和6年度に事業化しました。	県土整備部 (道路建設課)
56	1 主要地方道 (1) 「鳥取鹿野倉吉線」 ①高住～福井間	未整備区間における事業の促進及び早期完成をお願いしたい。	継続	高住～良田間について、引き続き事業を実施します。 良田～福井間については、事業の必要性を検討します。	県土整備部 (道路建設課)

番号	項目	要望内容	区分	回答	担当部局
	(2) 「鳥取鹿野倉吉線」 御熊～ゴルフ場入口	本路線は、鳥取市西地域と市街地を結ぶ重要な生活路線である。融雪装置の管理については、鳥取市御熊付近～旭国際浜村温泉ゴルフクラブ進入口付近間（約1.5km）の改善を図っていただいているところであるが、水量が少なく、十分な融雪ができていない箇所が見受けられる。利用者の安全確保のため早期に対策を計画し、改善に着手していただきたい。	継続	改善に向けて、引き続き事業を実施します。	県土整備部 (道路企画課)
	(3) 「郡家鹿野気高線」下砂見地内	拡幅改良の早期完成	継続	引き続き事業を実施します。	県土整備部 (道路建設課)
	(4) 「鳥取河原線」服部地内	朝の通勤時にはまゆう前の三叉路で服部方面から北村地区の工業団地方面へ右折する車があるが、右折レーンが無いため、渋滞が発生している。右折レーンを設置するなど渋滞緩和対策を講じていただきたい。	新規	県道鳥取河原線（下味野工区）の事業進捗を考慮しながら、渋滞状況を確認し必要性について検討します。	県土整備部 (道路建設課)
57	2 一般県道 (1) 「御熊白兔線」 JR高架下狭隘部の改良	拡幅改良の事業促進、早期完成をお願いしたい。	継続	引き続き事業を実施します。	県土整備部 (道路建設課)
	(2) 「小河内加茂線」の改良整備	本県道は、観光宿泊施設さじアストロパークへの主要道路である。そのため、大型バスの往来も多く、対向車とすれ違う際に幅員減少・急カーブ等の危険な箇所（高山地内）があるため、危険箇所の拡幅改良について要望する。 なお、令和5年台風7号の豪雨により、法面からの土石流入及び河川氾濫による道路崩壊等の甚大な被害が発生し、佐治町管内の主要交通網（一般国道482号）が寸断された。 その際、佐治町古市～福園間において、当該県道が迂回路や緊急輸送路として大きな役割を果たしたため、より一層要望度が高まっている。	継続	高山地内の待避所設置については、引き続き事業を実施します。その他の区間については、待避所完成後の状況を見て必要性を検討します。	県土整備部 (道路建設課)
	(3) 「八束水勝見線」のバイパス新設	一般県道八束水勝見線は、浜村駅前から下原地区まで1車線の狭い道で、特に朝の通勤通学時間帯には交通量も多く大変危険である。家屋が隣接しており拡幅も難しいので、下原から新町1丁目を結ぶバイパスを新設していただきたい。（バイパス延長の約1/2は都市計画道路決定されている。）	新規	バイパスの新設については、現在段階的に進めている浜村駅前から下原地区までの幅員の狭い区間における拡幅や待避所設置の整備後の状況を踏まえて判断したいと考えています。	県土整備部 (道路建設課)
58	1 県河川 (1) 塩見川（福部町岩戸～栗谷）河川改修	特定都市河川の指定含め、あらゆる施策を検討し、早期完成をお願いする。	継続	特定都市河川指定について検討を進め、あらゆる施策の検討を行うとともに、箭溪川合流部から上流の河川整備を推進し、早期治水効果の発現に努めますので、引き続き協力をお願いします。	県土整備部 (河川課)

番号	項目	要望内容	区分	回答	担当部局
	(2) 清水川治水対策 (吉成南町地区)	貯留タンクの試験施工など地域住民の流域治水に対する意識の醸成を進めていただくとともに、監視システムの構築や、排水ポンプ車の優先配備に協力いただきたい。	継続	清水川を含む大路川流域では、地域住民の方々と協働して流域治水の取り組みを進めており、昨年度は試行として地区公民館に貯留タンクを設置しました。今年度はさらに2箇所を追加設置を予定しています。 また、樋門監視システムについては昨年度から現地調査に着手したところであり、引き続きシステム構築に向けて検討を進めます。排水ポンプ車については昨年7月に追加配備しており、貴市と連携して治水対策を推進します。	県土整備部 (河川課)
	(3) 佐治川の河床掘削・樹木等の伐採	特に、地区の総意で要望が挙がっている「古市・森坪・余戸・河本」地内の河床掘削(浚渫)・倒木撤去、樹木等の伐採をお願いしたい。(台風7号発生後は大量の土石の堆積が発生) 今後も、台風7号豪雨と同程度以上の降雨により佐治川ダム緊急放流の可能性があるため、水害の未然防止と被害の軽減を図り、地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するために、定期的に行っていただきたい。	新規	県管理河川においては、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策(令和2年補正～)等を積極的に活用し、河道掘削や樹木伐採を重点的に実施しています。 昨年の台風第7号により佐治川に堆積した土石については、災害復旧工事に合わせて土砂撤去を行うこととしており、今後も適宜点検し必要な箇所河道掘削等を実施します。	県土整備部 (河川課)
	(4) 勝部川(青谷町)河川改修	勝部川河口の土砂堆積を解消する対策を検討願いたい。解消が困難であれば、勝部川並びに日置川の定期的な河床掘削をお願いしたい。 また、青谷町駅南地区、日置川右岸地区の浸水被害低減のため、日置川護岸の早期整備完了を要望する。	継続	勝部川河口部の土砂堆積については、検討の結果、河口部付近でのハード対策が困難なことから、今後、他の対策案を検討する予定としており、当面の間は、河口断面を少しでも確保できるよう、河口砂州の掘削及び青谷海岸等への養浜(サンドリサイクル)について漁業関係者、地元関係者等と調整を図る予定ですので、引き続き貴市の協力をお願いします。 なお、日置川の定期的な河床掘削については、改修状況や河川断面阻害率等の緊急度を勘案の上、実施について検討します。 日置川については、令和6年度にJR上流区間(左岸)の堤防整備及び樋門の改修が完了予定であり、令和7年度以降に右岸側の整備に着手予定です。	県土整備部 (河川課)
	(5) 勝部川(青谷町)河川施設改修	青谷駅南の浸水被害解消のため、本市で水路整備を行うことから、勝部川の日置川合流部～露谷川同流部区間の既存樋門の改修並びに操作委託(業者)について検討願いたい。	新規	既存樋門の改修については貴市と調整の上、必要に応じて予算化を検討しますので、適宜、河川管理者と協議をお願いします。 なお、樋門管理は、河川法99条の規定により関係地方公共団体に委託することが基本とされており、操作委託できる事業者が現在は見当たらないことから引き続き御協力をお願いします。また、昨年度から民間事業者への操作委託の試行を開始しており、今年度も継続検討を予定しています。	県土整備部 (河川課)
59	2 千代川 (1) 千代川の河床掘削	瀬戸川取水樋門周辺が、令和5年台風第7号により大量に土砂が堆積したため、早急に河床掘削をお願いしたい。	継続	国に要望を伝えます。	県土整備部 (河川課)

番号	項目	要望内容	区分	回答	担当部局
	(2) 用瀬町川中～三角橋南の改修について (河床掘削又は越水対策)	平成30年7月豪雨(千代川 用瀬町川中～三角橋南)及び令和5年台風7号(佐治川 別府地内)では、佐治川ダムの緊急放流もあり、農地等への越水・護岸等の崩落が多く発生した。地域住民の不安の解消及び安全を守るため、河床の掘削、護岸のかさ上げ等の越水対策を実施していただきたい。	継続	当該区間のうち、用瀬町樟原～宮原については、令和2年度に事業化し護岸改修を進めているところです。 なお、河床掘削については、この改修状況や河川断面阻害率等の緊急度を勘案の上、実施について検討します。	県土整備部 (河川課)
	(3) 国安地区の千代川堤外農地(3号地)について	国安地区では、大正7年の千代川氾濫により、大規模な築堤のために集落移転となり、河川敷に残された農地は新河川法に基づき河川区域に指定されている。その堤外農地は度々、台風や大雨の洪水により被災し、農地の流出等農家はその度に対応に苦慮している状況である。 については、地元管理となっている国安地区千代川堤外農地(3号農地)について、水災害リスクを低減するための治水事業として取り組んでいただきたい。	継続	千代川水系河川整備計画に記載されているとおり、「かわまちづくり」等に取り込まれる場合は、貴市と連携して地元意見を十分に伺いながら、国と調整します。	県土整備部 (河川課)
60	1 急傾斜地崩壊防止、地滑り対策及び砂防事業の促進について (1) 竹谷川、堂谷川(下味野) 治山事業	竹谷川の早期事業化をお願いしたい。	継続	竹谷川は、令和6年度から測量及び詳細設計に着手します。 堂谷川は、緊急性が低いため、経過観察とします。	県土整備部 (治山砂防課)
	(2) 下木原地区砂防ダム(国府町下木原)	早期事業化をお願いしたい。	継続	柳谷川は、令和6年度から測量及び詳細設計に着手します。	県土整備部 (治山砂防課)
	(3) 奥谷川(横枕) 砂防堰堤設置	本河川下流部の集落内水路の改修要望があるため、早期完成をお願いしたい。	新規	現在、詳細設計を実施中であり、引き続き早期完成を目指し事業を進めます。	県土整備部 (治山砂防課)
	(4) 河内右谷川(河内) 砂防事業	地籍調査は当面期待できない。法務局に依頼するなど他の方法で所有者を探すことを検討いただき、事業を進めていただきたい。市で対応可能なことがあれば協力する。	継続	事業予定地内に地籍混乱地が存在することや所有者不明土地が存在することが分かり、その対応に苦慮しているところです。引き続き、当問題の解決について貴市と連携し検討しますので、貴市の支援をお願いします。	県土整備部 (治山砂防課)
61	2 急傾斜地崩壊防止 (1) 宮原地区(用瀬町宮原) 急傾斜地対策事業	地籍調査による登記は前倒しできそうにないため、計画通りに事業再開できるよう願いたい。	継続	令和8年度で地籍調査による登記が完了すると聞いていることから、完了後事業再開を検討します。	県土整備部 (治山砂防課)
	(2) 河内地区急傾斜地対策事業	地籍調査は当面期待できない。法務局に依頼するなど他の方法で所有者を探すことを検討いただき、事業を進めていただきたい。市で対応可能なことがあれば協力する。	継続	事業予定地内に所有者不明土地が存在することが分かり、その対応に苦慮しているところです。引き続き、当問題の解決について貴市と連携し検討しますので、貴市の支援をお願いします。	県土整備部 (治山砂防課)

番号	項目	要望内容	区分	回答	担当部局
	(3) 美敷地区(国府町美敷) 急傾斜地対策事業	地籍調査は当面期待できない。法務局に依頼するなど他の方法で整理することを検討いただき、事業を進めていただきたい。市で対応可能なことがあれば協力する。	継続	地籍調査が見込めないため、地権者の同意・協力を得ながら事業を進める方法について、地元関係者と調整する予定です。引き続き、当問題の解決について、貴市の支援をお願いします。	県土整備部 (治山砂防課)
	(4) 猪子地区(猪子) 道路災害防除事業	早期事業化をお願いしたい。	継続	事業化に向けた検討を進めます。	県土整備部 (道路企画課)
	(5) 榎原地区(小原) 急傾斜地対策事業	空き家に入居する可能性があるためと地区から話があったため、入居後、改めて依頼する。	継続	必要性を検討します。	県土整備部 (治山砂防課)
	(6) 塚の原地区、青滑地区(用瀬町安蔵) 急傾斜地対策事業	早期事業化をお願いしたい。	継続	令和6年度から、測量及び詳細設計に着手します。	県土整備部 (治山砂防課)
	(7) 宮ノ前地区(鳥取市福部町海土) 擁壁工・法枠工 急傾斜地対策事業	早期事業化をお願いしたい。	継続	事業再開に向け、地元へは事業における地元合意形成をお願いしているところです。貴市の支援及び調整をお願いします。	県土整備部 (治山砂防課)
	(8) 飯里地区(気高町飯里B地区) 急傾斜地対策事業	早期事業化をお願いしたい。	継続	現在、測量及び設計を実施中であり、引き続き早期完成を目指し事業を進めます。	県土整備部 (治山砂防課)
	(9) 上原地区(気高町上原I-1096地区) 急傾斜地対策事業	早期事業化をお願いしたい。	継続	令和4年度で地籍調査による登記が完了しており、令和6年度から事業再開します。	県土整備部 (治山砂防課)
61	(10) 下坂本地区(気高町下坂本C地区) I-247 急傾斜地対策事業	早期事業化をお願いしたい。	継続	必要性を検討します。	県土整備部 (治山砂防課)
	(11) 高住地区(高住地区) I-0169 急傾斜地対策事業	すでにかなり待っており、令和5年度にも崩落があったことから、早期事業化をお願いしたい。	新規	令和7年度の事業化に向けて検討します。	県土整備部 (治山砂防課)
	(12) 小内(河原町小内地区) I-404 急傾斜地対策事業	早期事業化をお願いしたい。	新規	現在、測量及び設計を実施中であり、引き続き事業を進めます。	県土整備部 (治山砂防課)
	(13) 横枕地区(横枕地区) I-1209 急傾斜地対策事業	早期事業化をお願いしたい。	新規	事業化に向けて検討します。	県土整備部 (治山砂防課)

番号	項目	要望内容	区分	回答	担当部局
	(14) 岩戸地区(福部町岩戸B地区) I-206 急傾斜地対策事業	早期事業化をお願いしたい。	新規	必要性を検討します。	県土整備部 (治山砂防課)
	(15) 吉岡温泉町地区(吉岡温泉B地区) I-73 急傾斜地対策事業	地元調整を進めるので、早期事業化をお願いする。	新規	必要性を検討します。	県土整備部 (治山砂防課)
62	県営事業に係る負担金の見直しについて	国の直轄事業負担金の見直しとあわせ、市町村負担金の見直し負担割合を軽減していただきたい。	継続	国の直轄事業負担金制度の見直し動向を踏まえ、今後必要に応じて検討を行います。	県土整備部 (県土総務課)
63	国・県管理河川の河川維持及び河床整理について	近年、甚大な浸水被害が発生していることから、十分な予算と時間を確保する必要があり、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策の最終年度となる令和7年度においても対策を推進され、全市における河川護岸及び河床の保全(立木伐採)、河床整理(立木伐採、河床浚渫)に格別の配慮をお願いしたい。 また、対策に必要な財源である緊急浚渫推進事業債について、令和7年度以降も延長し適用いただきたい。	継続	今後も引き続き、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」並びに「緊急浚渫推進事業債」を活用し、氾濫リスクの高い箇所について樹木伐採や河道掘削を実施していきます。国管理区間についても引き続き国へ要望します。 なお、5か年対策後も切れ目無く国土強靱化を着実に推進するため、国土強靱化実施中期計画を令和6年内の早期に策定するとともに、緊急浚渫推進事業債については、恒久化や対象事業の更なる拡大、要件緩和など、起債制度の拡充を含めた確実な財源措置等を行い、地域の実情に応じた柔軟な対応を図るよう令和7月11日に国へ要望を行いました。今後も引き続き、国に対して働きかけていきます。	県土整備部 (河川課)
64	大分県中津市の土砂災害を受けた緊急点検箇所における土砂災害防止対策について	青谷町北河原の急傾斜地については、令和2年6月の豪雨で斜面の小崩落が発生しているが、その後対応がなされていない。また当該地区からも引き続き強く要望されているため、急傾斜地崩壊対策事業などの早期事業化をお願いしたい。	新規	必要性を検討します。	県土整備部 (治山砂防課)
65	手動式樋門の動力式などへの切り替えについて	樋門操作員の高齢化、担い手不足解消から、引き続き、省力化、自動化への切り替えを進めていただきたい。	継続	操作員の負担軽減等のため、人家密集地等にある重要度の高い県管理の樋門(全県160基)について、令和4年度から4か年計画で電動化を進めています。 また、今後、更新等を行う樋門についても、電動化や自動化の必要性を検討します。	県土整備部 (河川課)
66	樋門、揚水機場の契約・報告等に要する事務費について	本業務における本市職員の事務作業量も多く、残業等の対応も余儀なくされていることから、必要経費として受託事務費を計上いただきたい。	新規	本事業における貴市への受託事務費は既に計上しており、令和6年度の「県管理に係る河川管理施設の操作等に関する委託契約書」第9条に事務費を支払いする旨を記載しています。	県土整備部 (河川課)
67	排水機場、樋門の委託料について	排水機場の操作は、本市の職員数が限られていることもあり、再委託しなければ対応が困難な状況である。また、確実な操作が求められるため、事業者しか受託していただけない。このことが、本市の都合なので事業者への経費が計上できないのであれば、今後は、管理者による私法上の委託に基づく民間委託をしていただくか、速やかな全施設自動化をお願いする。	継続	排水機場、樋門の操作は、河川法99条の規定により関係地方公共団体に委託することを基本とされているため、引き続き操作委託に係る御協力をお願いします。 また、県では、令和2年度より、委託料の中に人件費以外の経費として事務費を計上しています。その上でさらに必要な経費がありましたら、対応を検討します。	県土整備部 (河川課)

番号	項目	要望内容	区分	回答	担当部局
68	樋門、揚水機場の点検、整備について	国・県の樋門、揚水機場は、本市と受託契約を締結しているが、損傷していたり、前年度に依頼していた修繕がなされないままとなっている事例がある。緊急時に作動せず、速やかな対応が出来ない事がないよう定期的な可動確認と、修繕を行っていただきたい。特に鳥取県においては、回答が遅くなっているため、早期の修繕が不可能な場合は、具体的な応急措置並びに修繕計画の明示を強く要望したい。	継続	樋門、揚水機場の点検・操作業務の委託前には、原則、可動確認と必要な修繕を行うこととし、もし、早期の修繕が不可能な場合には、応急措置並びに修繕計画について連絡させていただきます。	県土整備部 (河川課)
69	樋門の外部委託について	現在、本市では国、県から相当数の樋門管理を受託し、地元等の団体、個人に再委託している。しかし、受託している地元団体、個人が高齢化し、担い手不足から委託を断られる事例が増えている。市の職員も限られるため、今後は、管理者による私法上の委託に基づく民間委託を選択せざるを得ない状況も予想されるので、対応可能な事業者（現在委託している事業所を含めて）の育成をお願いしたい。また、湖山水門に関しては、操作者が湖山池扉門組合に限られ、その操作も県が直接指示するなど、本市を通じて契約する必要性がないことや、県が直接委託することで事務が簡素化されることもあるので、今後は市を介さず、鳥取県と湖山池扉門組合とで委託契約していただきたい。	継続	樋門管理は、河川法 99 条の規定により関係地方公共団体に委託することが基本とされており、操作委託できる事業者が現在は見当たらないことから引き続き御協力をお願いします。なお、昨年度から民間事業者への操作委託の試行を開始しており、今年度も継続検討を予定しています。 現在受託している地元団体、個人の高齢化が進んでいることから、今後の管理委託については受託側の負担軽減を図る必要があることを認識していますので、人家密集地等にある重要度の高い県管理の樋門（全県 160 基）について、令和 4 年度から 4 か年計画で電動化を進めるとともに、今後、更新等を行う樋門についても、電動化や自動化の必要性を検討します。 また、湖山水門の操作委託については、湖山池扉門組合との直接委託を検討していきます。	県土整備部 (河川課)
70	樋門に係る各作業水位と樋門・排水機場の操作員の避難水位の設定について	各樋門・排水機場の難場所並びに避難水位を契約書もしくは操作要領や規則に明記していただきたい。 また、陸閘についての操作要領を早急にまとめていただきたい。	継続	樋門操作に関しては、内外水位を見ながら調整するとともに危険な場合に操作員が避難する必要があるため、各樋門の操作状況を確認し、操作方法及び避難水位の明確化について検討します。 なお、排水機場については、令和 4 年度から避難水位等の基準を明示させていただきました。 陸閘の操作要領については、国に要望を伝えます。	県土整備部 (河川課)
71	樋門操作員に対する補償の取り扱いについて	国・県の樋門は本市がその操作を受託しているが、実際の点検・操作は地元等に再委託を行っており、その操作は、夜間、台風や豪雨時に行うことも多く、危険が伴う。しかし、樋門操作員が、負傷、障がい又は死亡した場合の補償については、制度化されていない。 このような状況から、鳥取県は樋門操作員に対し、県独自で民間の保険に加入しているが、国管理の樋門操作員については、保険の適用はなく、市が民間の損害保険に加入している状況となっている。 今後は、国において直接加入して頂くか、市が加入した保険料について委託料に計上していただきたい。また、明確に制度化をお願いしたい。	継続	樋門操作員の保険加入について、引き続き貴市と連携して国に要請します。	県土整備部 (河川課)

番号	項目	要望内容	区分	回答	担当部局
72	砂防事業、治山事業に伴う市管理普通河川（流路工）の財源措置について	県による単独砂防堰堤並びに治山堰堤の事業の整備に伴い、県事業範囲の下流流路（普通河川）の早急な整備が求められるが、この下流整備に当たり、土砂が流出するような要因があることは皆無であるため、管理者である市が単市で施工することとなる。しかし、鳥取県の事業に遅滞なく整備することは予算的に困難であるため、国の交付金もしくは県の補助金で事業化できるよう財源措置並びに制度化していただきたい。また、緊急自然災害対策事業債の継続についても要望したい。	継続	堰堤取付水路より下流の水路部分は市町が管理主体となる普通河川である場合が多く、この場合、市町が事業主体となる「緊急自然災害対策事業債」の適用が可能です。引き続き、国に対して制度の拡充を求めています。	県土整備部 (治山砂防課)
73	防災減災国土強靱化事業ならびに防災・安全社会資本整備交付金事業の拡充について	現在、本市では市街化区域外にも内水氾濫する集落が多数存在しており、その整備が急がれるところであるが、普通河川並びにその排水ポンプ施設においては防災減災国土強靱化事業並びに防災・安全社会資本整備交付金事業の対象外となっている。厳しい財政状況下で、市費による整備が困難なことから両事業の対象拡充及び緊急自然災害対策事業債の継続について要望したい。	継続	普通河川の整備については、準用河川に指定された上で防災・安全交付金の充当が考えられます。 また、5か年対策後も切れ目無く国土強靱化を着実に推進するため、国土強靱化実施中期計画を令和6年内の早期に策定するとともに、緊急浚渫推進事業債については、恒久化や対象事業の更なる拡大、要件緩和など、起債制度の拡充を含めた確実な財源措置等を行い、地域の実情に応じた柔軟な対応を図るよう令和6年7月11日に国へ要望を行いました。今後も引き続き、国に対して働きかけていきます。	県土整備部 (河川課)
74	公共交通事業者への経済的支援について	新型コロナウイルス感染症の影響による利用者数減少からの回復不足や燃料代の価格高騰などの影響により、公共交通事業者の経営は危機的な状況が続いている。今後、路線バスやタクシーなどの公共交通のサービス供給力が大きく低迷し、市民生活や経済の回復に大きな支障をきたす恐れがある。このような状況を回避するため、引き続き、増収や経営改善に資する支援など、公共交通事業者に対する切れ目ない支援策を講じていただきたい。	継続	これまでも県では、新型コロナウイルス感染症の影響により地域公共交通事業者の経営に甚大な影響が生じる中、路線バスの維持支援等、事業者の経営状況等に応じて必要な支援を随時実施してきました。令和6年度においても、県内交通事業者に対して、燃料・原材料費の高騰に係る支援を行いました。 今後も交通事業者の状況に応じて、必要な支援を行っていきます。	輝く鳥取創造本部 (交通政策課)
75	樋門・排水機場の水位確認手段の確保について	樋門・排水機場の操作は内外水位が操作の要となる。特に、夜間、豪雨時に内外水位の確認をするには、水路に近づかなければならず非常に危険であることから、内外水位計の設置と、遠隔監視ができる設備の整備をお願いしたい。また、遠隔監視が困難であれば、最低でも大型の量水標と夜間照明設備の整備をお願いしたい。	継続	昨年度から大路川流域において遠隔監視システムの検討を進めており、この結果を踏まえて他の河川についても対応を検討したいと考えています。 また、内外水位が夜間でも確認できるよう量水標の設置も進めており、今後も優先順位を付けて実施していくこととしています。	県土整備部 (河川課)
76	緊急排水ポンプ車の購入について	予算措置もあるため、引き続き状況が分かれば情報提供をお願いしたい。	新規	今年度は、排水ポンプ車の購入予定はありません。	県土整備部 (河川課)
77	県道の市町村への移管について	市町村の財政事情を考慮し、移管に際しては、歩道橋・橋梁などの将来の大規模改修にかかる経費負担を明確にし、道路用地を官有地とした上で協議をしていただきたい。また、広域農道及び県道側道の新設にともなう市道移管については、安定（完成後1年以上経過）した後の移管としていただきたい。	継続	県道及び農道の市町村への移管については、バイパス等の完成後、速やかに引き渡しを行うことを基本と考えており、事業着手前に十分な協議を行うこととします。 また、用地については、所有権の解決を図った上で、移管することを検討しますが、困難な事例も想定されますので、貴市の御協力をお願いします。	県土整備部 (道路企画課、道路建設課)

番号	項目	要望内容	区分	回答	担当部局
78	道路メンテナンス事業補助制度について	<p>現在二巡目の橋梁点検を実施しているが、健全性Ⅲ（早期に措置を講ずべき状態）の橋梁の割合が全国平均よりも高く、修繕費も膨大な金額となる見込みである。橋梁修繕が交付金から個別補助となり、橋梁修繕にかかる補助金が計画的・集中的に確保されるが、一方、地方公共団体の財政状況では補助金の裏負担部分さえ捻出できず、長寿命化計画に基づく必要な事業費の予算要求ができない。</p> <p>道路メンテナンス事業補助制度の予算枠の確保を要望するとともに、補助率の引上げ（55%→2/3）や交付税措置を100%とするなど、財政措置の充実を要望する。（一律の引上が困難であれば、例えば健全性がⅢ判定となっている橋梁の修繕について補助率の引き上げ等を要望する。）</p> <p>特に、橋梁数減は将来のメンテナンスを軽減させるため、橋梁の廃止の補助率の引き上げは重要。</p>	継続	<p>橋梁修繕は、道路メンテナンス事業補助で重点配分（補助率5.5/10）されていますが、法定定期点検により健全性Ⅲ及びⅣに判定され、早急に補修すべき橋梁が多いことから、更なる予算枠の確保と補助率（5.5/10）及び交付税措置（20%）の引上げを道路メンテナンス会議等で国に要望していきます。</p> <p>橋梁撤去については、補助率は一体的に実施する修繕又は改築の補助率（5.5/10）が適用されることとなっていますが、こちらについても、補助率の引上げを道路メンテナンス会議等で国に要望していきます。</p>	県土整備部 (道路企画課)
79	冬期における円滑な交通確保対策について	<p>地域経済活動を維持し、市民の安心で安全な生活を確保するためには、安定した冬期交通を確保する必要があり、各道路管理者や関係機関が一体となった除雪体制の強化が必要である。</p> <p>今後も国土交通省・県・県土整備部と念入りな打ち合わせとともに、円滑な交通確保のため除雪機械の確保は重要であり、除雪車の払い下げの推進にご協力いただきたい。</p>	継続	<p>平成29年1月、2月の豪雪を受け、除雪計画の見直しや国、県、市町村、NEXCO西日本、県警等の情報共有等の連携の強化を行いました。今後も冬期の道路交通の確保に向けて、市町村との受託・委託除雪の推進も含めて効率的な除雪体制の強化を進めます。</p> <p>なお、県有除雪機械の更新時には、引き続き関係市町村の意向を踏まえ、払下げを実施します。</p>	県土整備部 (道路企画課)
80	道路橋等点検義務化に対する財政措置について	<p>道路橋等の義務化された点検を確実に実施するために、下記の内容についてお願いしたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> 起債の充当対象外となっている点検経費を起債対象に含める 国費充当率のかさ上げ 	継続	<p>法定点検の財政措置については、道路メンテナンス会議等で、引き続き国に対して要望します。</p>	県土整備部 (道路企画課)
81	生活交通体系構築支援補助金の制度改善について	<p>本市では、利便性が高く効率的な公共交通を実現するため、バス路線網の再編を進めており、再編により減便・廃止となった路線については乗合タクシーなどの導入を推進している。この乗合タクシーに対しては、県補助金（市町村内バス等支援補助金）により補助対象経費の上限を運行費用の60%として支援をいただいている。</p> <p>しかしながら、乗合タクシーは利用者数が低迷している路線バスの代替手段として運賃を路線バス相当額としているため、収益率は1%～10%程度となっており、40%の収益確保には程遠いのが現状である。タクシー事業者の営業努力で収益改善が見込めないため、補助対象経費の上限を引き上げていただきたい。</p>	継続	<p>コミュニティ・ドライブ・シェア（鳥取型ライド・シェア）推進補助金では、営利を目的としない市・町営バスやNPO等公共交通空白地有償運送以外の単独市町村路線は、民間の経営努力等を期待し、一定の収益を求めて補助対象経費の上限を一律60%としています。</p> <p>本補助金は、地域の実情に応じた交通体系を構築していただくため、タクシー助成、住民主体の共助交通、バス等を適材適所で組み合わせた支援を可能としており、貴市においても当該制度を活用いただいているところですが、必要に応じて相乗りやデジタル化、多角化などの見直しを進めていただくようお願いします。</p> <p>なお、地域の実情に応じた様々な交通手段の確保に対する財政支援について、令和6年7月11日に国に要望しており、今後も引き続き働きかけしていく予定です。</p>	輝く鳥取創造本部 (中山間・地域振興課)

番号	項目	要望内容	区分	回答	担当部局
82	公共交通のIC化推進	<p>公共交通のIC化は、公共交通の利便性拡大を図り、公共交通の活性化、ひいては地域の活力向上に資するものである。国は、交通政策基本計画において、令和2年度までにSuica、PASMO等の相互利用可能な交通系ICカードをすべての都道府県に導入する目標を定めている。</p> <p>2025年春に鳥取駅から倉吉駅までの各駅に交通系ICカードの導入が決定したことにより、複数の公共交通機関のシームレス化による利便性の向上が利用者から求められる。引き続き路線バスにおけるキャッシュレス化の早期導入の実現を図るため、交通事業者や各市町村と連携いただき、県が主体となって積極的に取り組んでいただきたい。</p>	継続	<p>公共交通のキャッシュレス化は、令和5年1月23日の東部地域交通まちづくり活性化会議の合意事項及び同年2月10日の「鳥取県における持続可能な地域公共交通の実現及び地域の活性化に関する連携協定」の連携事項となっており、その導入に向け、市町村や交通事業者と意見交換をしており、今年度予算において導入機器や現在のバスの改修の必要性等を調査する費用を計上したところです。</p> <p>導入等の費用負担については、関係者で合意形成を図り、必要に応じて国にも財政支援の要望を行います。</p>	輝く鳥取創造本部 (交通政策課)
83	山陰新幹線の整備推進について 《重点要望項目》	<p>令和5年度においても、「山陰縦貫・超高速鉄道整備推進市町村会議」52自治体が一丸となって、国への要望活動、地元機運の醸成に取り組んできた。「山陰新幹線」は我が国全体の経済力・地域力を大きく向上させ、地方創生を加速させるものとして、さらには、昨今、南海トラフ巨大地震等の太平洋側大規模災害が危惧される中、リダンダンシー確保のためにも、また、「日本海国土軸」の形成のためにも必要不可欠である。山陰新幹線の「整備計画路線」への格上げと第二期整備計画としての位置付け、併せて国家戦略的観点からの新たな国主体の整備方式の検討、新幹線整備に係る予算枠の拡大、さらには並行在来線が経営分離されないための必要な財源措置について、引き続き強くお願いしたい。また、県においては、関連する自治体や経済団体等と連携し国に対して強く働きかけていただくとともに、調査研究や住民啓発等の諸事業の実施など、山陰新幹線の整備に向けて先導的な役割を果たしていただきたい。</p>	継続	<p>日本海国土軸の形成やリダンダンシー確保と国土強靱化、また持続的で暮らしやすい社会へ向けて、地域間格差の是正、産業振興等地域の活性化のため、山陰新幹線や中国横断新幹線（伯備新幹線）の整備は重要と考えており、県版地方6団体として、整備計画路線への格上げ、新幹線整備に係る予算の拡充、国主体での整備、並行在来線の経営分離方針の見直し等について令和6年7月11日に国に対し要望活動を行ったほか、中国地方知事会や関西広域連合に加え、近畿ブロック知事会議の提言にも盛り込み、関係府県と連携した要望活動を行っています。また41団体から成る山陰新幹線建設促進期成同盟会も要望活動を継続しています。</p> <p>引き続き、沿線自治体及び関係府県と連携し、県民等の機運醸成を図りながら、国等への働きかけを行うなど、新幹線整備の実現に向け取り組んでいきます。</p>	輝く鳥取創造本部 (交通政策課)
84	鳥取港の機能強化に向けた整備推進について	<p>令和2年11月に改訂された「鳥取港港湾計画」に基づき、鳥取県東・中部、岡山県北東部、兵庫県北部圏域の経済活動を支える拠点となるよう、機能強化に向けた整備等を着実に進めていただきたい。</p>	継続	<p>鳥取港の航路埋塞や港内静穏度不足等の諸課題を解決する主要航路の切替による機能強化に取り組んでおり、令和4年度から第1防波堤延伸（直轄事業）、令和5年度から第2防波堤延伸（県補助事業）に着手したところです。これら大型工事により今後数年、大きな予算が必要となります。本年5月及び7月には国に予算確保の要望を行いました。地元鳥取市からの要望も重要となります。早期完成に向けて県と一体となった働きかけをお願いします。</p>	県土整備部 (港湾課)

番号	項目	要望内容	区分	回答	担当部局
85	鳥取砂丘コナン空港発着便の維持・拡大について	鳥取東京便の維持は、地域経済の活性化、雇用創出、豊かな住民生活の確保など、本圏域等での多岐にわたる地方創生の取組を推進する大きな力となるものである。 当面は5便化が継続される予定であるが、臨時的な増便措置ではなく、定期便化に向けた利用促進策などについて引き続き強化・拡充していただきたい。	継続	「羽田発着枠政策コンテスト」は、航空会社の自助努力だけでは維持が困難な地方路線の充実のため、地域と航空会社が共同で路線活性化の取組を提案し、優れた内容の路線に羽田空港の発着枠を配分する制度です。鳥取空港は令和7年3月29日まで発着枠が配分されており、令和6年中にこれまでの取組の効果検証及び今後の取組方針の確認が行われる予定です。 また、定期便化に向けては、これまで以上に搭乗客を増やし座席利用率を上げていくことが重要です。 鳥取市も参画する「鳥取空港の利用を促進する懇話会」を中心に、官民一体となって、年間の利用者数40万人以上を目指し、取組を強化していきます。	輝く鳥取創造本部 (観光戦略課)
86	J Rローカル線の維持について	J R西日本が輸送密度2,000人/日未満の路線区間の収支情報を公表し、今後、存廃を含めた運営のあり方について沿線地域との協議を急ぐ考えを示している。 鉄道路線の減便や廃止は、住民生活や地域経済に大きな影響を及ぼし、地域そのものが衰退することが危惧されるため、鉄道路線の維持に資する対策を早急に講じていく必要がある。 沿線自治体とともに利用促進や利便性向上に向けた取組をより一層推進していただきたい。	継続	公共交通利用促進県民運動の展開や鉄道の利用促進・利便性向上は、令和5年1月23日の東部地域交通まちづくり活性化会議の合意事項及び、同年2月10日の「鳥取県における持続可能な地域公共交通の実現及び地域の活性化に関する連携協定」の連携事項となっており、市町村や交通事業者とともに推進しており、令和6年7月30日の東部地域交通まちづくり活性化会議においても、東部圏域全体で鉄道の利用促進に重点的に取り組むことを合意しました。 また、今年度も「みんなが乗りたくなる公共交通利用促進協議会」において、公共交通の利用促進に努める企業の支援や、夏休みを活用した利用促進キャンペーンを実施するなど、官民連携で利用促進に取り組むこととしていますので、鳥取市におかれても、利用促進や利便性向上に向けた取組を広く市民に普及促進していただくようお願いいたします。	輝く鳥取創造本部 (交通政策課)
87	自動運転技術を活用した地域交通確保に対する支援について	人口減少、少子高齢化等の影響で中山間地域を中心にスーパー事業の撤退が相次ぐ中、交通弱者の買い物支援策として公共交通の重要性は高まっている。 一方、公共交通の運転者不足が一層深刻化し、その維持・確保が困難を極める中、自動運転技術を活用した新たな移動サービスの導入に向けた取組が喫緊の課題となっている。このため、近い将来の社会実装に向けた実証実験や走行環境の調査分析などの取組を円滑に推進していく必要があるが、事業費の財源確保が課題となるため、財政支援をお願いしたい。	継続	令和5年4月1日に改正道路交通法が施行となり、過疎地域等におけるレベル4（運転者がいない状態）の自動運転（特定自動運行）が可能となったところです。実証実験を実施する場合は、まずは補助率10/10の国庫補助金である地域公共交通確保維持改善事業費補助金（自動運転実証調査事業）の活用をご検討ください。県においても自動運転の実証事業に係る支援を積極的に行うよう令和6年7月11日に国に要望しました。また、地域交通や生活環境の確保など持続可能な地域づくりに向けた自動運転の実装に取り組まれる場合には、その実現に向けて協力して取り組んで参ります。	輝く鳥取創造本部 (交通政策課)

番号	項目	要望内容	区分	回答	担当部局
88	空き家の財産処分手続き等の簡素化について	危険な空家対応については、相続登記の申請義務付け、共有物の利用や共有関係の解消をしやすくするための制度や、財産管理制度の見直しなどが国において進められたところであるが、管理不全空家等の相続人へ適切な管理を行うよう指導文書を送付するものの、相続人が多数の場合、個人情報保護法によって他の相続人の所在を教えることができず、相続人同士の総意が取れないまま空き家が放置されている現状がある。これらについて、相続代表者の責任において財産処分が行えるような制度改正の改善を引き続お願いしたい。	継続	<p>国において、「民法等の一部を改正する法律」が令和3年4月に制定され、相続登記の申請義務付け、共有不動産の利用制限の緩和、財産管理制度の見直しなどが進められたところです（施行は令和5年4月及び令和6年4月）。</p> <p>共有不動産の利用制限の緩和では、調査を尽くしても所在等が不明な共有者がいる場合は、裁判所の決定を得ることにより、残りの共有者の意思による変更等が可能になりましたが、共有者が持分を失うことになる行為は不可とされています。</p> <p>県として国に対し、県内における取組の実情をお伝えしつつ、課題に対する対策の検討を働きかけていきます。</p>	輝く鳥取創造本部 (中山間・地域振興課)
89	市営住宅における相続者のいない居室に対する処分の簡素化	<p>入居者が死亡した場合、所有物（動産）は相続人にその権利が引き継がれるが、公営住宅等で単身入居者の法定相続人全員が相続放棄した場合、また法定相続人が不存在（公示送達により所在を求めてもなお不明を含む）の場合に、所有物が放置されたままとなる問題が生じる。その場合、故人に所有権が残ったままの残置物の処分が困難となるため、特別法（公営住宅法と関連する住宅地区改良法及び特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律）において、退去（住戸の明渡し）時に当該所有者が「その所有を放棄した（客観的に判断でき憲法第29条に抵触しないもの）」と見なすことができる規定の制定を要望する。</p> <p>公営住宅における残置物への対応については、「平成29年1月25日付国土交通省住宅局住宅総合整備課長通知 公営住宅における単身入居者死亡後の残置物への対応方針の策定について」が示されており、鳥取市において実務を検討する中で参考とした【第一法規出版（編著：藤島光雄・岩本慶則）「公営住宅の遺品整理」】によれば、入居者の残置物は所有権が強く容易に処分できないことから、実際に処分を進めるには膨大な時間と費用を要するため、公営住宅法の目的である「住宅に困窮する低所得者に対し低廉な家賃で賃貸し、又は転貸すること」が困難となり、今後、適切な処理を取ることができず放置されたまま入居実態の無い住戸が増加していくことになりかねないと考ええる。</p> <p>最近の状況 近年、市営住宅では高齢の一人暮らし世帯が急増している中で、入居者の死亡により法定相続人を探し当て退去届の提出を受けても、未払い家賃や退去修繕費用など金銭的な話し合いになると、資力のない独居高齢者の債務を放棄するために相続放棄をする事例が増加する傾向にある。</p>	継続	<p>公営住宅における単身入居者死亡後の残置物への対応については、平成29年1月25日付国土交通省住宅局住宅総合整備課長通知「公営住宅における単身入居者死亡後の残置物への対応方針の策定について」により対応方針案が示され、これを参考に各事業主体で地域の実情に応じ内規等により対応方針を策定し、適正かつ合理的な管理の実施に努めることとされています。</p> <p>この通知を受け、県では「鳥取県営住宅入居者死亡後の明渡し等に係る事務処理要領」を改正し、相続人が不存在等の場合の残置物の処分及び退去修繕を行う旨の規定を設けて対応しているところです。</p> <p>公営住宅における残置物の取扱いについて、国は、相続人の財産権の問題などにも関わることから、公営住宅のみ特例的な取扱いをすることは難しいとの見解です。</p> <p>一方で、令和3年度に策定された「残置物の処理等に関するモデル契約条項」を参考に、入居者と受任者との間で残置物の処理を内容とした死後事務委任契約を締結することも可能とのことですので、貴市におかれましても、財産に関する民法の規定に留意しつつ、国の通知やモデル条項等を参考に、残置物への対応方針をご検討ください。</p>	生活環境部 (住宅政策課)

番号	項目	要望内容	区分	回答	担当部局
90	災害及び大雪等に伴う道路網寸断時の対応体制及び事前防止対策の早急な仕組みづくり等について	令和5年1月の大雪に伴う倒木の影響により、集落の孤立や停電等によるライフラインの寸断が発生した。 この度の「倒木被害防災・減災対策連絡会」の設立を機に、倒木・落石等発生時の連携体制の強化と早急な危険木の事前伐採や落石防止対策の事業化について要望する。	継続	大雪時のみならず大雨や台風、強風時も含め、倒木発生時の緊急対応体制の構築や、倒木減少のための事前伐採等の取組を推進するため、昨年5月に「倒木被害防災・減災対策連絡会」を設立したところ です。今年度も引き続き、県、市町村、電力・通信事業者、森林組合等の権限や役割に応じ連携して事前伐採を進めていきますので、住民の安心・安全確保のため、鳥取市においても取り組んでくださるようお願いいたします。 道路への倒木・落石については、大雨や大雪時の関係機関との連絡体制を構築済みです。落石対策については、道路防災点検で危険箇所 に挙げられている箇所や落石の発生履歴がある箇所において、定期的に点検を行い、優先順位を付けながら順次対策を進めます。	危機管理部 (危機管理政策課) 県土整備部 (道路企画課)
91	袋川堤防強化工事について(国府町町屋)	本工事は国府町町屋地先の袋川の堤防を強化する目的で国土交通省が発注されたものであり、令和元年度に部分的に工事が行われたが、それ以降中断されたままとなっている。 堤防の強化と大雨時の洪水対策として道路との高低差がより少ない箇所から優先的に工事が再開されることを希望する。	継続	国に要望を伝えます。なお、国からは令和6年度に一部工事を実施する予定と聞いています。	県土整備部 (河川課)
92	交通安全対策補助制度の拡充について	交通安全対策補助制度(通学路緊急対策)は、令和3年6月に発生した痛ましい事故を受けて、通学路合同点検に基づき必要とされる交通安全対策について、計画的かつ集中的な支援を可能とする個別補助制度として令和4年度に創設され、現在、令和4年度から令和8年度の5か年計画を策定し対策を実施している。 なお、本制度では新規路線の追加が認められていないため計画策定以降の事案については防災安全交付金事業で実施することとされているが、今後発生する事案においても対策は急務であり、緊急的措置が同様に図れるよう、重点配分が期待できる個別補助制度に一元化していただきたい。	継続	鳥取県においても、令和3年度に実施した通学路合同点検箇所の対策は、交通安全対策補助制度(通学路緊急対策)により実施しているところ です。しかしながら、毎年通学路合同点検を実施している中で、新たに対策が必要な箇所が発生します。 県事業も含めて、新規箇所についても個別補助制度が活用できるよう、国に対し6月の概算ヒアリング時に申し入れを行いました。 なお、交通安全対策補助制度(地区内連携)を活用した事業実施もご検討ください。	県土整備部 (道路企画課)
93	下水道予算枠の確保について	下水道は生活環境の確保や公共用水域の水質保全を担い、さらに浸水防除を行う重要な社会資本である。一方、多発する自然災害への対応、施設の老朽化などの問題を抱えている。 社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金は、下水道整備に必要な不可欠な財源である。令和7年度の要望額確保及び「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の予算での別枠予算の確保に加え、事前防災対策も含めた中長期にわたる継続した予算の確保について強く要望する。	継続	下水道は、住民生活や社会経済活動に極めて重要なライフラインであることを踏まえ、令和7年度以降の社会資本整備総合交付金と「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」において、必要な財源を安定的・継続的に確保するよう、本年度も引き続き国に要望しました。 【参考】 令和6年度交付金(県全体) <防災・安全交付金(老朽化対策、地震対策、浸水対策)> 要望額 3,615,916千円 配分額 2,543,000千円(査定率70.3%) <社会資本整備総合交付金(未普及対策)> 要望額 1,326,005千円 配分額 1,005,300千円(査定率75.8%)	生活環境部 (水環境保全課)

番号	項目	要望内容	区分	回答	担当部局
94	安長ポンプ場の管理移管について	<p>昭和48～49年頃、県によるJR湖山貨物基地造成に伴い、周辺住民から既設水路等への排水の了解が得られず、基地からの汚水排水（処理水）・雨水排水を処理するため、千代川までの専用排水路と排水ポンプ場が新規設置された。</p> <p>当時排水される水路（通称鯉川）は国有水路であったため、ポンプ場及び排水管施設（専用排水路）等については、昭和51年に県との「公有財産譲与契約書」が締結され、維持管理を市が行うこととなった。</p> <p>その後、県により大井手川放水路が整備され、このポンプ場は河川排水（大井手川→野坂川）を行うポンプ場となった。</p> <p>平成30年度に湖山貨物基地等への汚水整備が完了した。関係者の接続後は、これら専用排水路やポンプ場が不要となるため、早期に県への移管をお願いしたい。</p>	継続	現時点においても、JR湖山貨物基地からの排水が専用排水管を通じて流入していることから、安長ポンプ場の役割（機能）は継続しており、不要となるとは考えていません。今後の管理方法については、引き続き検討していきたいと考えています。	県土整備部 (河川課)
95	佐治川ダムの事前放流及び緊急放流等の検証について	<p>この度の「令和5年台風7号を踏まえた佐治川流域安全確保に関する協議」の開催を機に、今後も継続して協議及び検証していただくとともに検証結果の公表をお願いしたい。</p> <p>また、地域住民の生命及び財産を守るためにも、検証結果を基に佐治川ダムの日常の維持管理、情報収集（提供）及び緊急時の体制の確保を図っていただきたい。</p>	新規	「令和5年台風7号を踏まえた佐治川流域安全確保に関する協議」については、昨年課題抽出と課題への対策（ロードマップ）をとりまとめ県河川課ウェブサイトで公表するとともに、佐治川沿川の各集落に説明を行いました。今後は、地域住民と行政（県・市）が連携して、課題への対策を推進していきたいと考えています。	県土整備部 (河川課)
96	一般国道482号のバイパスルート整備について (加瀬木橋～森坪（市道南岸線終点）間)	<p>令和5年台風7号において、一般国道482号では法面からの土石流入及び河川氾濫による道路崩壊等の甚大な被害が発生し、佐治町では、令和5年1月の大雪の倒木による孤立集落の発生に続き、この度も集落が孤立し住民の日常生活への支障が発生した。</p> <p>については、災害発生時の迂回路として加瀬木橋～森坪（市道南岸線終点）間のバイパスルート整備の事業化について要望する。</p>	新規	令和5年台風第7号による被害等を踏まえ、有識者（鳥取大学）の意見を参考に対応策の検討を進めており、令和7年度から改良事業を実施する予定です。	県土整備部 (道路建設課)
97	2 急傾斜地崩壊防止 (1) 神垣地区（国府町神垣）I-107 急傾斜地対策事業	早期事業化をお願いしたい。	新規	事業化に向けて検討します。	県土整備部 (治山砂防課)
	(2) 中村地区（中村地区）I-1064 急傾斜地対策事業	早期事業化をお願いしたい。	新規	令和7年度の事業化に向けて検討します。	県土整備部 (治山砂防課)
98	河内川（鹿野町）の砂防ダム内の浚渫について	「砂防ダムには異常な堆積がなく経過観察」との県の回答について、本市では令和5年台風7号以降ほぼ満杯状態で土砂流出を抑えきれない状態であることを確認しており、砂防ダムの機能を果たしていないと考えている。雨量の多い鹿野町河内地内は砂防について細心の注意を払うべき地域であるため緊急性が高いと認識しており、今後の下流側の災害を防止するため早急に浚渫を実施していただくよう継続してお願いしたい。	新規	<p>砂防ダムの満砂除石は、令和5年の台風7号により異常な土砂流出が確認され、砂防ダムから下流の人家までの距離が近い箇所から優先的に実施する計画としています。</p> <p>当該箇所については、満砂に近い土砂の堆積を確認しましたが、砂防ダムから下流の人家まで1km以上離れていることを考慮し、経過観察とします。</p>	県土整備部 (治山砂防課)

番号	項目	要望内容	区分	回答	担当部局
99	河内川、未用川、水谷川、中川(鹿野町)の浚渫について	今後、令和5年台風7号豪雨時以上に増水するような事態になった場合は、護岸の越水および崩壊が懸念され、鹿野地区や今市地区などの民家が多数存在する箇所などにおいては甚大な被害を被り、防災・災害対応機能も失われる恐れがある。土砂堆積により河川断面が狭くなっている箇所について、改めて調査いただき、必要な箇所について早急な浚渫をお願いしたい。	新規	県管理河川においては、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策(令和2年補正～)等を積極的に活用し、河道掘削や樹木伐採を重点的に実施しています。 河内川等の河道掘削については、河道断面の阻害状況を確認し、対応の可否を判断したいと考えています。	県土整備部 (河川課)
100	砂防事業、治山事業に伴う県河川への放流(流路工)について	斜面排水先が農業用水路となっている件については、地元の水路管理者(農業関係者)への協議はされていないと伺っている。工事による影響等地元への説明や協議が必要であると認識している。特に出水期における降水時の水路等の状況を踏まえ、急傾斜工事によって岡井集落に水害が起こることのないよう対応策を検討していただきたい。	新規	実施中の急傾斜事業の中で、地元関係者と調整しながら、対応を検討します。	県土整備部 (治山砂防課)
101	空家等対策の推進に関する特別措置法の改正に伴う管理不全空家等の基準について	令和5年12月13日に改正施行となった空家等対策の推進に関する特別措置法において、管理不全空家等に対する措置について条項が追加された。 管理不全空家等及び特定空家等の判断基準について、国土交通省は「特定空家等や管理不全空家等は周辺の建築物や通行人にもたらす悪影響の程度を勘案して、市区町村毎に総合的に判断されるべきもの。全国で統一された基準により一律に判断することはなじまない。」との見解であり、市町村において基準を作成する必要があるが、具体的に参考とする例などが少ないため、基準の作成に苦慮している。 全国一律の基準でなくとも、ある程度統一した基準の作成のため、国において各自治体の取扱い等について情報を集約し、その結果を示していただきたい。	新規	「管理不全空家等」は、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律(令和5年6月14日公布、同12月13日施行)において新設され、その指定に係る判定基準は市町村の判断に委ねられています。基準の考え方等については「管理不全空家等及び特定空家等に対する措置に関する適切な実施を図るために必要な指針(ガイドライン)」において参考が示されておりますが、国は全国的なアンケートにより「管理不全空家等」に対する市町村の取組の有無の把握を行っておりますので、とりまとめの状況を確認し、情報が入手でき次第、貴市にも提供させていただきます。	輝く鳥取創造本部 (中山間・地域振興課)
102	学校施設環境整備改善交付金の拡充について	本市の学校施設の多くは昭和50年代の児童生徒数の急増期に整備されており、老朽化対策が急務となっている。併せて児童生徒を取り巻く環境の変化から、小中学校の空調設備(エアコン)及びトイレ改修については、関係者からの要望等も強く、喫緊の課題として計画的に取り組んでいる。多額の予算を要する施設整備を進める上で学校施設環境整備交付金の補助要件の緩和及び要望額に応じた予算措置をお願いしたい。	継続	学校施設環境改善交付金については、十分な予算確保や補助要件を緩和することについて、令和6年7月11日に国へ要望を行ったところであり、学校施設整備に係る各団体とともに、引き続き国に対して働きかけを行います。	教育委員会 (教育環境課)

番号	項目	要望内容	区分	回答	担当部局
103	栄養職員の拡充と学校栄養職員の加配について	<p>令和5年度は栄養教諭が4名体制となり、各校への指導等が充実されつつあったが、6年度より、栄養教諭が1名減員となり、文部科学省の示す栄養教諭の職務の中で特に「食に関する指導」に関し現体制では「児童生徒への個別的な相談指導」の推進が大変困難である。</p> <p>また、本市は学校数も多く、学校栄養職員の加配もいただきながら食育を推進しているが、現在の配置では食育基本法による食の指導を十分に行うことが困難である。</p> <p>については国に対して、配置基準見直しの要望を継続していただくとともに、学校栄養職員の加配の継続と、さらなる増員をお願いしたい。</p>	継続	<p>本県食育のより一層の推進に向け、今年度実施の教員採用試験では、栄養教諭の募集（採用予定数2名）を行っています。</p> <p>栄養教諭・学校栄養職員の配置基準は、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第8条の2の規定により、学校や共同調理場の規模に応じて定められ、この基準により配置しています。県としても食育推進にとってこの基準による職員定数で十分であるとは考えていないため、栄養教諭・学校栄養職員を各校1名配置とするよう、配置基準の見直しについて今年度も7月11日に国へ要望を行ったところであり、今後も引き続き、国に対して働きかけを行います。</p> <p>また、学校栄養職員の加配については、現在市部等において加配しているところですが、今年度も7月11日に国へ要望を行ったところであり、引き続き人員確保に努めます。</p>	教育委員会 (体育保健課)
104	教員業務支援員の配置について	<p>教職員の業務の負担軽減、適正化を図る意味でも、教員業務支援員等を各校に配置し、教員が担わなければならない業務に注力できる体制を整えることは非常に重要である。国も全ての学校への配置を謳っていることから、引き続き、全ての学校への配置を要望する。</p>	継続	<p>令和6年度は、市町村に対し、前年度比43名増となる100名分の予算措置を行っており、その配置の考え方については、令和6年4月16日の「県・市町村（学校組合）教育行政連絡協議会」で説明したところです。なお、教員業務支援員の配置を拡充するためのより一層の財政支援を行うよう今年度も7月11日に国へ要望を行ったところであり、今後も引き続き、国に対して働きかけを行います。</p>	教育委員会 (教育人材開発課)
105	障がいに応じた特別な指導（通級による指導）のための教員の適正な配置について	<p>国の基準では、小中義務教育学校において、障がいに応じた特別な指導（通級による指導）の必要な児童生徒13人に対し教員1名を配置することとなっているが、適正な人員配置がなされていない。本市では、指導の必要な児童生徒の教育的ニーズは増加しており、フォローアップの児童生徒を入ると1つの通級指導教室で17～18名を指導する状態となっている。適正な人員配置となるよう引き続き配置をお願いしたい。</p>	継続	<p>通級による指導の充実を図るため、国では義務標準法を改正し、通級による指導が必要となる児童生徒13人に対し教員1名を配置するための基礎定数化について、平成29年度から10年間で段階的に行っていますが、小中義務教育学校における発達障がい等の児童生徒数が増加傾向である実態を踏まえると、本県における教員の配置については、十分とは言えない状況です。</p> <p>県としては、通級指導担当教員について必要な基礎定数化、加配措置の着実な実施に加え、さらなる配置の充実を含めて今年度も7月11日に国へ要望を行ったところであり、今後も引き続き、国に対して働きかけを行います。</p>	教育委員会 (教育人材開発課)

番号	項目	要望内容	区分	回答	担当部局
106	少人数学級の実現について	鳥取県では、児童生徒一人ひとりに応じたきめ細かな指導を充実させるため、全学年で少人数学級を実施しているが、国は「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」を改正し、小学校については学級編制の標準を5年かけて35人に計画的に引き下げることとした。しかし、中学校については現状のままであるため、小学校同様少人数学級の実施に向けた法改正を実現するようお願いしたい。また、35人学級にとどまらず、30人学級への引き下げが実現するようお願いしたい。	継続	子どもたち一人ひとりに応じたきめ細やかな指導の充実による学習意欲の向上、学校生活や人間関係への円滑な適応等を図るため、市町村の協力のもと国に先行して実施してきた少人数学級について、令和4年度から年次進行で小学校全学年への30人学級を導入し、本県の将来を担う子どもたちのため「子育て環境日本一」の実現を目指して取組を進めていくこととしています。 また、中学校における少人数学級の推進については、中央教育審議会特別部会で審議中であり、令和6年5月13日の審議まとめ（中間報告）では「35人学級についての小学校における多面的な効果検証等を踏まえつつ、中学校を含め、学校の望ましい教育環境や指導体制の構築が必要」とされており、今後の動きを注視していきます。 なお、今年度も7月11日に国へ要望を行ったところであり、今後も引き続き、国に対して働きかけを行います。	教育委員会 (教育人材開発課)
107	小学校1校に配置する教員の定数改善について 《重点要望項目》	年々学校をめぐる課題が複雑化しており、不登校や問題行動等も低年齢化の傾向がみられる。そのような中、特にきめ細かな対応が求められる小学校が最も人的な余裕がなく、職員室には事務職員しかいないという状況の学校も多い。令和3年に「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」が改正され、国は「小学校の学級編成が計画的に引き下げられ、応分の教職員が基礎定数として措置」とされているが、これは学級編成の標準が計画的に引き下げられることによる学級数の増加に伴うものであるため、根本的な教職員の定数改善にはつながっていない。教員がゆとりを持って児童と向き合うため、教員の定数を見直し、1校に配置する教員数の増を強くお願いしたい。	継続	学校教育をめぐるニーズ・課題が複雑化・多様化する中、学校現場の働き方改革の推進により教職員一人ひとりが児童生徒の指導に専念できる環境を整えることができるよう、国に対して教職員定数の改善や教員業務支援員の配置拡充等について、今年度も7月11日に国へ要望を行ったところであり、今後も引き続き、国に対して働きかけを行います。 併せて、市町村教育委員会及び学校と連携して、令和6年4月に改訂した「新鳥取県学校業務カイゼンプラン」の取組を推進していきます。	教育委員会 (教育人材開発課)
108	小学校専科教員の加配について	小学校専科教員により、児童は専門性の高い教科指導を受けることができる。教員にとっても、一人当たりの授業時数の軽減につながり、空き時間を教材研究や分掌業務等に充てることができる。教育の質の向上、学校における働き方改革の推進の観点から、引き続き小学校専科教員の増員をお願いしたい。	継続	小学校高学年の児童の発達段階、外国語教育をはじめとした教育内容の専門性の向上などを踏まえ、本年度、県内小学校に小学校英語専科教員19名、小学校高学年教科担任制加配21名、小学校専科教員15名を配置しました。 国は小学校高学年における教科担任制を推し進めるとともに、専科教員の加配についても、近年、定数拡充を図ってきているところですが、令和6年5月13日の中央教育審議会特別部会審議まとめ（中間報告）において、「小学校中学年についても教科担任制を推進」とされているところからも、加配の充実については、今年度も7月11日に国へ要望を行ったところであり、今後も引き続き、国に対して働きかけを行います。	教育委員会 (教育人材開発課)

番号	項目	要望内容	区分	回答	担当部局
109	指導方法工夫改善加配の指導増加時間数の弾力化について	現在、指導方法工夫改善加配実施に伴う指導増加時間数は学校全体で15時間以上となっているが、10時間に抑えることで、教職員の教材研究、学級事務の時間を確保することができると考える。引き続き、指導増加時間数の弾力化をお願いしたい。併せて、配置校についても、学校規模による画一的な配置ではなく、学校の希望、地教委の希望を尊重した配置となるようお願いしたい。	継続	指導方法工夫改善加配は、児童生徒の実態に合わせたより丁寧で分かりやすい指導を行うために、少人数指導等を実施することを趣旨としたものです。このため、当該加配に当たっては、学校全体の総時間数の増加や、総児童生徒数と1学級あたりの児童生徒数に応じて配置することが条件として国から示されているところです。 一層の指導の充実や働き方改革の視点から、配置方法も含めて本加配を弾力的に活用することができるよう、今年度も7月11日に国へ要望を行ったところであり、今後も引き続き、国に対して働きかけを行います。	教育委員会 (教育人材開発課)
110	教育の人材確保と人材育成について 《重点要望項目》	現在、県内の教員は、20歳代と50歳代が多く、いわゆる中堅層世代が少ない年齢構成となっており、さらに指導助言できる年代が大量退職期を迎え、今後の教員の人材確保と人材育成が深刻な課題となっている。さらに、昨年度に引き続き、本年度は新規採用教職員の大量辞退があり、本来配置されるべき教員が配置されていなかったり、常勤が配置されるべきところを非常勤が代わりに配置されたりしている現状が昨年度以上に深刻な状態にある。このことで学校現場は、本来予定していた体制が組めず、他の教員に業務負担がかかり、時間外勤務時間が増える等の影響が出るなどの状況がある。これらの緊急事態を受けて、少人数学級の推進などについても聖域なく検討し、適正な配置を要望する。 加えて、学校教育のニーズが多様化・複雑化する中で、教員の多忙化・負担感の増加により学校現場はひっ迫している。子どもたちの教育の質の確保にもつながる大きな問題で、看過できない状況である。必要な教職員は欠けることなく確実に配置されるよう強く要望する。	継続	教員の確保については、県教育委員会としても、大学説明会や移住説明会等の機会に加えて、SNSや動画配信を活用して鳥取県で教員になる魅力等の情報発信に努めるとともに、令和元年度実施の教員採用試験から、新たに関西会場を設定し、年々実施試験区分を拡大して、令和5年度実施の教員採用試験から全校種の一次試験を関西会場でも実施するなど教員の質・量的確保を行っているところです。 また、山陰教師教育コンソーシアムを通じた島根大学との連携により、教職志向性の高い学生の育成を目指す「未来の教師」育成プロジェクトなどに取り組んでいることに加え、本年度より、地元鳥取大学とも教員養成機能の強化と養成における質の向上に向けた協議を開始し、地元の教員希望の高校生が、地元大学で学び教員になるサイクルを構築すべく取組を進めています。	教育委員会 (教育人材開発課)
111	勤怠管理システムについて	「臨時的な特別の事情」が仕分けできる勤怠管理システムへの改修、市町村教育委員会が直接閲覧できるシステムの改修と要望に対応していただいた。 特別事情への入力ができるようになったものの、現在の集計は学校ごとになっているため、他の項目と同様に一括で集計ができるよう更なるシステムの改修をお願いしたい。	継続	勤怠管理システムについては、これまでも鳥取市から要望のあった「業務内容で「特別事情」を選択した場合も集計対象とすること」「市町村教育委員会が直接閲覧できるようにすること」に対応した改修を行ってきたところであり、これ以上のシステム改修は考えていません。	教育委員会 (教育人材開発課)

番号	項目	要望内容	区分	回答	担当部局
112	義務教育学校の管理職手当の区分見直し、ブロック長の手当の新設について	現在、管理職手当の支給区分は学校規模によって決められているが、義務教育学校の管理職については、規模の大小に関わらず2校分に近い業務を行っているため、支給区分の見直しをお願いしたい。また、ブロック長は、複数学年を束ねる存在であり、中学校の学年主任同様重要な役割を担っているため、ブロック長手当の新設をお願いしたい。	新規	義務教育学校の管理職手当区分は、県内初設置の平成30年4月に新設され、当時の該当義務教育学校の状況と小・中学校の管理職手当区分の各「1学級当たりの教職員定数」との比較から小学校区分が適当として設定されたものです。令和6年5月13日の中央教育審議会特別部会審議まとめ（中間報告）においても、「その職務と職責の重要性を踏まえ、管理職手当等の改善が必要」とされており、国の動きも注視しながら研究していきます。 また、教育業務連絡指導手当（いわゆる「主任手当」等）の対象範囲は、学校教育法施行規則等を基にして位置付けられた分掌業務に対して、その職務が困難であるものとして、特殊勤務手当条例に位置付けられているものであり、本県単独での見直しは困難な面もあるため、義務教育費国庫負担金に係る国の取扱い等も踏まえ、状況に応じて検討していきます。	教育委員会 （教育人材開発課）
113	共同学校事務室の室長手当の新設について	共同学校事務室を本格運用して3年目となるが、室の運営をするにあたり室長は責任あるポジションである。事務室の総括はもとより、構成校校長との連絡調整や人材育成など、その職務は多岐にわたる。また、県教育委員会は、教職員評価・育成制度において、室長を第一次評価者としても想定しており、その職責は非常に重いと考え。一方で、事務主幹である室長・副室長の中には、降任希望が後を絶たない状況がある。このように室長への負担は大きいものであるため、意欲を持ってその職責を果たすためにも室長手当の新設をお願いしたい。	新規	共同学校事務室は、学校規模による事務量の差、チェック体制の脆弱さ、事務主幹の責任所在の曖昧さ等を解決する体制として整備しています。室長という観点からは基本給で反映されるべきものであるため、手当による措置は困難です。 なお、職位整備については、学校事務全体、共同学校事務室における役割を踏まえ、他の行政職の職務内容や職責も考慮しながら、研究していきます。	教育委員会 （教育人材開発課）
114	特別天然記念物コウノトリの保護について	兵庫県で野生復帰事業に取り組まれている特別天然記念物コウノトリについて、兵庫県立コウノトリの郷公園や民間有志、県の支援を受けて本市で保護に取り組んでいるところであるが、コウノトリの野外個体の増加に伴い、保護の取組が困難になりつつある。飛来している地域だけではなく全体を見据えた保護制度を整備していただきたい。	継続	特別天然記念物コウノトリの保護に関して、個体識別のための足環装着については、個体を適切に保護する観点から、兵庫県立コウノトリの郷公園の支援を受けて行っていただいております。県もその費用の一部を負担しているところです。また、保存管理に係る関係者への研修に関する費用も計上しており、今後も日本野鳥の会等、県内の関係団体と連携し、足環装着等に対応できる体制づくりを支援していきます。 併せて、営巣地となった自治体及び人工物所有者に労力と費用負担が発生する現状に鑑み、国全体で保護するという観点から、既存制度の考え方にとらわれない柔軟な国費補助制度の充実を図るよう、8月16日に文化庁へ要望しました。	地域社会振興部 （文化財課）
115	各種の文化財の保存対策調査に関する補助制度の整備について	県費補助事業において、各種保存対策調査の市町村補助率が他より低く（総事業費の1/5）設定されているが、調査事業は他の施策の基礎となる重要な事業であり、継続的に事業を実施していくためにも他の事業と同様に1/3に引き上げていただきたい。	継続	文化財関係事業助成に対しては、修理・整備・活用を中心に本県は他都道府県と比べても充実した支援を行ってきています。個別の案件については、調査の緊急性や状況、必要性などを踏まえて、また御相談ください。	地域社会振興部 （文化財課）

番号	項目	要望内容	区分	回答	担当部局
116	指定・登録等文化財所有者への持続的な文化財保存のための支援策について	所有者の世代交代や高齢化のため、経済的な理由で個人等による登録有形文化財・指定文化財の保存が困難となっている事例が散見する。活用による収入の確保等が困難な文化財も少なくないため、所有者による持続的な保存が可能となるような支援措置を創設していただきたい。	継続	国・県指定建造物所有者については、令和3年度から保存・活用等に関する研修会を実施しており、所有者同士の交流や意見交換などを通じ、保存・活用等について考える場にしていくとともに、各所有者からの現状や要望等を聞きながら、支援策等を関係市町村とともに検討していきたいと考えています。	地域社会振興部 (文化財課)
117	未指定の文化財等歴史文化遺産の保存・活用への支援について	本市では令和4年度より歴史文化基本構想に沿って、未指定の文化財等の歴史文化遺産の保存・活用に取り組んでいる。文化財保存活用地域計画の策定による支援制度がすでに設けられているが、孤立しているもの等、地域計画の枠組になじまないものについては、支援の方法がない。自治体単独で支援することには限界があるため、地域計画を策定することの困難な歴史文化遺産について、支援措置を創設していただきたい。	継続	令和2年3月に策定した鳥取県文化財保存活用大綱において、「従来の文化財保護法の規定に必ずしも収まらない新たな分野の取扱い、未指定文化財を保護する取組として、従来の指定等の文化財保護制度とは異なる方法を取り、認知と保護の範囲を広げていく」必要性を述べています。 こうした考え方を踏まえ、各市町村で作成される文化財保存活用地域計画等においても、未指定の文化財等を幅広く包摂していく柔軟な対応を検討していただき、県としてもそうした取組を支援していきたいと考えています。	地域社会振興部 (文化財課)
118	旧美敷水源地水道施設周辺の水質改善について	重要文化財旧美敷水源地水道施設の管理・活用を地元住民を中心に組織している美敷水源地保存会に委託しているが、会員やイベント、見学等の来訪者から、川の水がきれいではないという声がたびたびあがっている。河川管理者として地水環境の調査を実施し、必要な対策をとっていただきたい。	新規	文化財としての価値を高める取組については、令和5年12月27日に開催された関係者による会議を今後も継続するとともに、まずは貴市において方向性を検討いただいた上で、この検討結果を踏まえ、貴市や県を含む関係者間による情報共有並びに対策の検討が必要と考えています。	県土整備部 (河川課)
119	郵便等による不在者投票の対象者の範囲拡大について	不在者投票制度は、選挙の当日一定の事由によって投票所におもむいて投票することができない選挙人のために、投票する方途を開こうとする制度である。この制度の意義を踏まえ、介護保険の被保険者は要介護5に限定せず、要件の緩和をお願いしたい。併せて代理記載についても認めていただきたい。 また、身体障害についても、投票機会を確保するため、片側の下肢機能障害を要件に追加する等の緩和をしていただきたい。	継続	郵便等投票ができる方の対象者の拡大については、都道府県選挙管理委員会連合会を通じて、国に制度改正を要望しているところですが、総務省の「投票環境の向上方策等に関する研究会」報告（平成29年6月）において、郵便等投票の対象を現行の要介護5から要介護3の者まで拡大するよう提言がなされたことを踏まえ、現在、議員立法により公職選挙法を改正する動きがあるところです。法案の提出には至っていないようですが、県選挙管理委員会としても関係法令の改正が行われるよう、引き続き都道府県選挙管理委員会連合会に働きかけていきたいと思っています。	選挙管理委員会事務局
120	参議院議員選挙における合区の解消について	参議院議員選挙では、一票の格差を是正するため合区が導入されたが、これを解消し、都道府県単位による代表が国政に参加できるよう、選挙制度の抜本的な見直しを早急に行うこと。	新規	令和4年実施の参議院議員通常選挙における投票率は、本県は過去最低を更新し、徳島県では前回に引き続き全国最下位を記録するなど、民主主義の崩壊ともいえる深刻な影響が生じています。また、有権者の意識調査結果では、合区に反対する意見が多数である一方、その割合は徐々に低下しており、関心の低下も懸念されます。 このような現状を受け、本県では、毎年知事が本県選出国會議員に対して要望を行うとともに、衆参両院議長に対しても合区解消を求める要望書を送付するなど、立法府に対する働きかけを行っております。 引き続き、都道府県単位の民意が反映される真の民主主義を取り戻すために、立法府に対して働きかけていきたいと思っています。	選挙管理委員会事務局

番号	項目	要望内容	区分	回答	担当部局
121	水道施設の更新・統廃合事業に対する財政支援について	<p>水道事業は、高度経済成長期以降に整備した施設が今後大量に更新時期を迎えることや、近年の大災害を教訓とした施設の災害対策が急務となっている。このような状況下、当市は、平成29年4月に上水道事業へ統合した簡易水道等77事業の小規模な施設が山間部に点在しており、老朽化した施設がまだまだ多く残っている。今後も、住民生活に不可欠な水道サービスとして、施設の効率的な維持管理、安定した給水に向けた水質の改善・老朽管の更新・施設の統廃合の整備を継続して進めていく必要がある。しかしながら、統合した簡易水道地域における事業は、人口規模に対して長い管路整備や、数多くある水道施設の更新・耐震化に多額の費用を掛けて行うものである一方で、料金収入増につながらないため、水道事業経営を圧迫する要因となる。</p> <p>よって、防災・安全交付金について次のとおり要望する。</p> <p>(1) 統合した簡易水道施設の建設改良を行う生活基盤近代化事業の、施設間距離の要件を撤廃するとともに、交付率の大幅な引上げをしていただきたい。</p> <p>(2) 施設の統廃合整備を行う水道施設再編推進事業は、同一系統において3施設以上の廃止を伴うことが採択要件とされていることに加え、管路整備は含まれないなど対象事業も限定的であるため、管路整備による施設の統廃合及び廃止施設の撤去事業に対する財政支援制度を創設していただきたい。</p>	継続	<p>上水道に統合された旧簡易水道の施設整備費に対する国庫補助のうち、生活基盤近代化事業については、施設間距離に係る要件の撤廃、交付率の引き上げを国に要望しました。</p> <p>また、水道施設再編推進事業については、施設数に係る要件の緩和、施設統廃合に必要な管路整備費及び統合により廃止した施設の撤去費を交付対象に加えることを国に要望しました。</p>	生活環境部 (水環境保全課)
122	水道管路耐震化等推進事業における交付基準の緩和について	<p>地震等の災害時における水道施設の被害を最小限に抑えるため、管路の耐震化、管路のループ化及び二重化などのバックアップ機能整備、水管橋の耐震化などの事業を実施し、ライフライン強化の早期達成に向けて取り組んでいる。</p> <p>しかし、これらの事業には多額の事業費を要するため、水道施設の耐震化が進まないのが現状である。</p> <p>よって、水道施設の耐震化が促進されるよう、次のとおり要望する。</p> <p>(1) 平均料金等の採択基準について、地方の実情を踏まえた基準となるよう見直していただきたい。</p> <p>(2) 基幹管路に限られている国庫補助対象要件を拡充していただきたい。</p>	継続	<p>水道施設の耐震化が促進されるよう、基幹管路に限られている国庫補助対象要件を拡充すること及び平均料金等の採択基準について地方の実情を踏まえた基準となるよう見直すことについて、本年度も引き続き国に要望しました。</p>	生活環境部 (水環境保全課)